

令和5年12月県議会

厚生常任委員会
報告事項

健康福祉部

目 次

- 1 . 令和 5 年度健康福祉部計画策定・中間見直し、改定計画関係図
（健康福祉政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 . 第 8 次熊本県保健医療計画の策定について
（健康福祉政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3 . 第 5 次くまもと 2 1 ヘルスプラン等の策定について
（健康づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 4 . 第 4 期熊本県における医療費の見通しに関する計画の策定について
（国保・高齢者医療課）・・・・・・・・・・・・ P 13
- 5 . 熊本県国民健康保険運営方針の改定について
（国保・高齢者医療課）・・・・・・・・・・・・ P 15
- 6 . 第 9 期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について
（高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課）・・・ P 18
- 7 . くまもと障がい者プラン及び熊本県障がい福祉計画の改定について
（障がい者支援課）・・・・・・・・・・・・ P 20
- 8 . 第 2 期熊本県アルコール健康障害対策推進計画の策定について
（障がい者支援課）・・・・・・・・・・・・ P 23
- 9 . 熊本県感染症予防計画の改定について
（健康危機管理課）・・・・・・・・・・・・ P 25
- 10 . 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮）の
策定について（子ども家庭福祉課）・・・・・・・・ P 27
- 11 . 第 5 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について
（子ども家庭福祉課）・・・・・・・・・・・・ P 29
- 12 . 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた県民アンケート結果について
（子ども未来課）・・・・・・・・・・・・ P 31

令和5年度健康福祉部計画策定・中間見直し(令和5年12月県議会厚生常任委員会報告一覧)

番号	計画名	根拠法令	計画概要	計画期間							担当課
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
1	第8次 熊本県保健医療計画	医療法第30条の4	保健医療分野の基本的な計画(健康づくり、生活習慣病予防、疾病対策、政策医療、保健医療人材の確保など)医療計画として医療提供体制の整備の方向性等を示す				第8次(6年間)				健康福祉政策課
2	第5次 くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)	健康増進法第8条第1項	健康づくりや生活習慣病予防と、その社会環境整備の推進に関する計画				第5次(6年間)				健康づくり推進課
3	第4次 熊本県がん対策推進計画	がん対策基本法第12条第1項	予防・早期発見、医療提供体制の整備、緩和ケア、ピアサポート、就労支援等の実施に関する計画				第4次(6年間)				
4	第2期 熊本県循環器病対策推進計画	循環器病対策基本法第11条第1項	循環器病予防の取組の強化、救急搬送体制及び医療提供体制の充実、循環器病患者等を支えるための環境づくり等に関する計画				第2期(6年間)				
5	第5次 熊本県歯科保健医療計画	歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第11条第1項	むし歯予防・歯周病予防、医科歯科連携の推進、障がい児(者)・休日夜間、訪問歯科の診療体制整備、災害時の体制整備などの取組の推進に関する計画				第5次(6年間)				
6	第4次 熊本県健康食生活・食育推進計画	食育基本法第17条第1項	社会生活や地域の中での食育推進、食環境の整備、多様な関係者の協働等の実施に関する計画				第4次(6年間)				国保・高齢者医療課
7	第4期 熊本県における医療費の見直しに関する計画	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項	国民皆保険を堅持し続けていくため、将来の医療費が過度に増大しないようにするための取組の推進に関する計画				第4期(6年間)				
8	熊本県国民健康保険運営方針	国民健康保険法第82条の2	県と市町村が国民健康保険の事業運営を共通認識の下で実施していくための統一的な方針				(6年間)				
9	第9期 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画	老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条	高齢者施策に関する基本的な計画(高齢者の社会参加、自立支援、医療と介護の連携など)市町村が定める介護サービス見込み量の確保やそのサービスを円滑に提供するための取組などを支援				第9期(3年間)				高齢者支援課

令和5年度健康福祉部計画策定・中間見直し(令和5年12月県議会厚生常任委員会報告一覧)

番号	計画名	根拠法令	計画概要	計画期間							担当課
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
10	第6期 熊本県障がい者計画(中間見直し)	障害者基本法第11条第2項	障がい者のための施策に関する基本的な計画 障がい者施策の基本的な考え方や具体的取組を推進	第6期(6年間)							障がい者支援課
11	第7期 熊本県障がい福祉計画(第2期 障がい児福祉計画)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項 児童福祉法第33条の22第1項	障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施に関する計画	第7期(3年間)							
12	第2期 熊本県アルコール健康障害対策推進計画	アルコール健康障害対策基本法第14条第1項	アルコールに関する正しい知識を普及し、アルコール健康障害の各段階に応じた支援の実施に関する計画	第2期(5年間)							
13	熊本県感染症予防計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条	感染症の発生予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制の確立、人材養成、県民に対する啓発等の推進に関する計画	期間の定めなし							健康危機管理課
14	第1次 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮) (第5次 熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条	DV被害等の困難な問題を抱える女性への支援のための施策の推進に関する計画	第1次(5年間)							子ども家庭福祉課
15	第5期 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	ひとり親家庭等の就労・自立に向けた総合的な支援の実施に関する計画	第5期(5年間)							

健康福祉部 令和5年度改定計画関係図

(保健医療分野の基本的な計画)

第8次熊本県保健医療計画

保健医療分野の基本的な計画(健康づくり、生活習慣病予防、疾病対策、政策医療、保健医療人材の確保など)
医療計画として医療提供体制の整備の方向性等を示す

第4期熊本県における医療費の見直しに関する計画

国民皆保険を堅持し続けていくため、将来の医療費が過度に増大しないようにするための取組の推進に関する計画

熊本県国民健康保険運営方針

県と市町村が国民健康保険の事業運営を共通認識の下で実施していくための統一的な方針

(介護分野の計画)

第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画

高齢者施策に関する基本的な計画(高齢者の社会参加、自立支援、医療と介護の連携など)
市町村が定める介護サービス見込み量の確保やそのサービスを円滑に提供するための取組などを支援

(障がい福祉分野の計画)

第6期熊本県障がい者計画

中間見直し

障がい者のための施策に関する基本的な計画
障がい者施策の基本的な考え方や具体的な取組を推進

第7期熊本県障がい福祉計画・第2期熊本県障がい児福祉計画

障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施に関する計画

(保健医療分野の各種計画)

第5次くまもと21ヘルスプラン

健康づくりや生活習慣病予防と、その社会環境整備の推進に関する計画

第4次熊本県がん対策推進計画

予防・早期発見、医療提供体制の整備、緩和ケア、ピアサポート、就労支援等の実施に関する計画

第2期熊本県循環器病対策推進計画

循環器病予防の取組の強化、救急搬送体制及び医療提供体制の充実、循環器病患者等を支えるための環境づくり等に関する計画

第5次熊本県歯科保健医療計画

むし歯予防・歯周病予防、医科歯科連携の推進、障がい児(者)・休日夜間、訪問歯科の診療体制整備、災害時の体制整備などの取組の推進に関する計画

第2期熊本県アルコール健康障害対策推進計画

アルコールに関する正しい知識を普及し、アルコール健康障害の各段階に応じた支援の実施に関する計画

第4次熊本県健康食生活・食育推進計画

社会生活や地域の中での食育推進、食環境の整備、多様な関係者の協働等の実施に関する計画

(感染症分野の計画)

熊本県感染症予防計画

感染症の発生予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制の確立、人材養成、県民に対する啓発等の推進に関する計画

第1次熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮)

新規

DV被害等の困難な問題を抱える女性への支援のための施策の推進に関する計画

第5期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画

ひとり親家庭等の就労・自立に向けた総合的な支援3-の実施に関する計画

第 8 次熊本県保健医療計画の策定について

健康福祉政策課

1 目的

医療法第 30 条の 4 の規定に基づく「医療計画」として、本県の医療提供体制の整備の方向性等を示すもの。

第 7 次計画の終期が令和 5 年度（2023 年度）末までであることから、次期の第 8 次計画を策定。

2 計画期間・二次保健医療圏

- 令和 6 年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）まで [6 年間]
- 二次保健医療圏は、第 7 次計画からの 10 圏域を維持。

3 計画策定の基本的な考え方

計画策定の趣旨を踏まえ、次の「基本目標」を掲げ 4 本の「施策の柱」で計画を推進

基本目標

県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための持続可能な保健医療体制の構築

施策の柱

生涯を通じた健康づくり

地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供

地域の保健医療を支える人材の確保・育成

地域における健康危機への対応

4 重点的に取り組む事項

- 新興感染症の発生・まん延時に備えた医療体制整備
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新興感染症発生時においても、当該対応と同等の医療体制等を迅速に構築することを目指し、平時から、医療機関の機能及び役割に応じた協定締結を推進。
- 医療情報の提供・ネットワーク化【くまもとメディカルネットワークの推進】
 - ・ 加入者 20 万人を目指し、関係団体、市町村等と連携した普及啓発の充実。
 - ・ がん医療、周産期・小児医療等、各分野での活用促進による医療・介護連携強化。
- 地域の保健医療を支える人材の確保・育成
 - ・ 「医師確保計画」及び「薬剤師確保計画」に基づき、人材確保を図るとともに、歯科医師、看護職員等その他の医療従事者についても、更なる人材確保・育成のための取組を推進。

5 今後のスケジュール

11月	12月	1月	2月	3月
計画案とりまとめ	12/26保健医療推進協議会	1月 パブリックコメント		3月末 策定
	12/13厚生常任委員会	医療審議会・諮問	2月 厚生常任委員会	医療審議会・答申

第8次熊本県保健医療計画概要（案）

【計画期間(6年間)】
令和6年度(2024年度)から
令和11年度(2029年度)まで

1. 計画のポイント

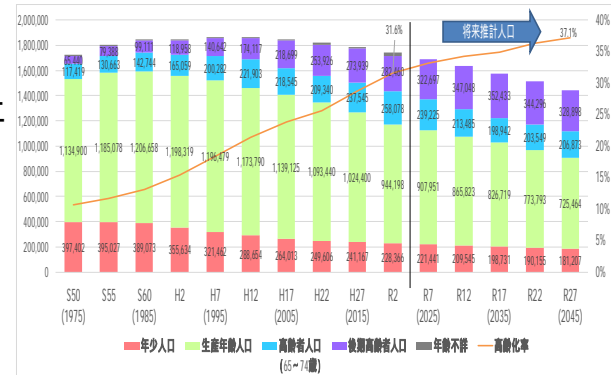
新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題への対応を図る。

- 6事業目として「新興感染症の発生・まん延時における医療」を新たに追加。
- 5疾病5事業及び在宅医療においても、新興感染症発生・まん延時における医療体制の確保について追加。
- 人と動物、環境の健全性を一体的に守る「ワンヘルス」の理念について新たに記載。

超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築

第7次計画に引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携を図るとともに、医療の質の向上や効率化を図る観点から、ICTの活用や医療分野のデジタル化を推進する。要介護状態の要因の一つである骨折について、本県の現状などを踏まえて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を支援する。



二次保健医療圏における計画の推進に向けて(圏域編)

これまで、二次保健医療圏ごとに策定していた「地域保健医療計画」について、地域の課題と取組の方向性を「圏域編」としてまとめ、本計画へ統合する。

ロジックモデルを用いた計画策定による政策循環の強化

政策循環(PDCAサイクル等)の仕組みを一層強化するために、国の医療計画作成指針で示された「ロジックモデル」のツールを活用して作成する。

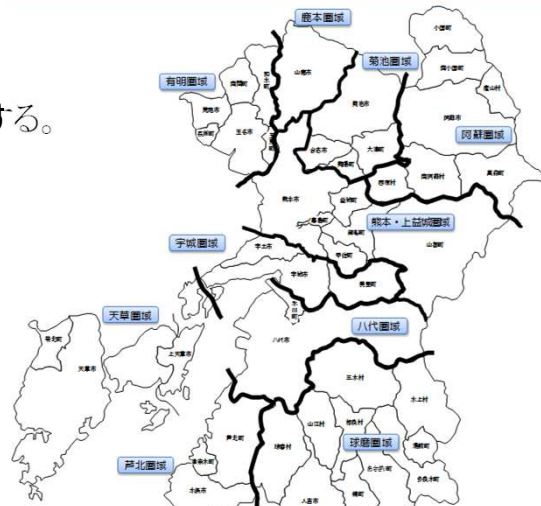
3. 保健医療圏の設定と基準病床数

二次保健医療圏

第7次保健医療計画における二次保健医療圏(10圏域)を引続き維持する。

基準病床数と既存病床数

今後作成予定



2. 基本構想

基本目標

県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための
持続可能な保健医療体制の構築

柱1

生涯を通じた
健康づくり

柱2

地域でいつまでも
安心して暮らせる
保健医療の提供

柱3

地域の保健医療を支える
人材の確保・育成

柱4

地域における
健康危機への対応

4. 計画の主な取組

新興感染症の発生・まん延時に備えた医療体制整備

これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、当該対応と同等の医療体制等を迅速に構築することを目指し、平時から医療機関の機能及び役割に応じた協定締結を実施する。新興感染症発生時に、県民が適切に医療を受けられる体制を構築する。

医療情報の提供・ネットワーク化【くまもとメディカルネットワークの推進】

加入者20万人を目指し、更に関係団体、市町村等と連携した普及啓発を実施する。がん医療、周産期・小児医療等、各分野での活用促進による医療・介護連携強化を図る。

在宅医療の推進

在宅医療提供体制の充実を図るために、「在宅医療サポートセンター」及び「訪問看護総合支援センター」等と連携し、人材育成や好事例の展開などを進める。

ACP(アドバンス・ケア・プランニング)について、専門職及び住民向けの普及啓発に取り組む。ACPとは、今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスのこと。

地域の保健医療を支える人材の確保・育成

医師及び薬剤師は、国の指針に基づき「確保計画」を作成し、取組を推進することとしています。

【医師】 別冊を統合

医師の地域偏在の状況等を踏まえ、関係医療機関と連携し、自治医科大卒業医師や修学資金貸与医師等、地域医療を支える医師の養成・確保に取り組む。周産期、小児医療を担う医師の確保のための取組を更に推進する。

【歯科医師】

地域において関係者と連携して歯科医療提供体制を整備するとともに、人材育成のための研修に取り組む。また、かかりつけ歯科医の必要性について県民への普及啓発を実施する。

【薬剤師】

県内の薬剤師の就業状況等を把握するとともに、潜在薬剤師の復職支援、就職説明会等により薬剤師の確保に取り組む。また、薬剤師不足地域への派遣等、地域の実情に応じた薬剤師確保対策を実施する。

【看護職員】

看護職員の新規及び再就業を促進し、看護職員の定着を図るとともに、認定看護師等の育成を支援し、看護職員の資質向上に努める。災害や新興感染症まん延時など有事の際の看護職員確保に取り組む。

その他の医療従事者の確保・育成の推進(管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士等)

第8次熊本県保健医療計画概要

～分野ごとの主な取組～

は新興感染症発生・まん延時の医療提供体制

生涯を通じた健康づくり

- より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善
- ・健康的な食生活の推進
- ・身体活動・運動の推進
- 生活習慣病の早期発見・対策
- ・特定健診実施率向上に向けた取組の推進
- ・特定健診・特定保健指導の実施体制の強化
- 生活機能の維持・向上
- ・高齢者の食を通じた健康づくりの推進
- ・こころの健康づくりの推進
- 社会環境の質の向上
- ・自然に健康になれる環境づくり
- ・健康情報が入手・活用できる環境づくり

糖尿病

- 発症予防・早期発見対策の推進
- 重症化予防の推進
- 保健医療提供体制の整備
- 感染症のまん延や災害等を見据えた糖尿病対策の推進

災害医療

- 災害医療提供体制の強化
- 災害拠点病院を中心とした体制の強化
- 災害時の精神保健医療提供体制の整備
- 備蓄医薬品の適正管理・医薬品等の供給体制の確保
- 災害時の保健活動体制の整備
- 災害時のリハビリテーション体制の整備

がん

- 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- 患者本位で持続可能ながん医療の提供
- がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
- これらを支える基盤の整備
- 感染症のまん延や災害等を見据えたがん対策の推進

精神疾患

- 精神科医療機関の医療機能の明確化・相互の連携
- 精神科病院の入院患者の減少・退院率の上昇
- うつ病・躁うつ病に係る相談及び診療体制の強化
- 児童・思春期精神疾患に係る診療体制の確保
- 依存症に係る診療体制及び支援体制の確保
- 新興感染症の発生・まん延時における精神科医療提供体制の確保

へき地の医療

- 無医地区・無歯科医地区における住民の医療の確保
- へき地拠点病院の機能強化・運営支援
- へき地診療所の運営支援
- へき地の救急搬送体制の強化
- へき地医療支援機構の機能強化及び地域医療支援センターとの緊密な連携
- へき地医療を支える医師の確保及び総合診療専門医の養成・支援

脳卒中/心筋梗塞等の心血管疾患

- 発症予防・早期発見対策の推進
- 医療提供体制の強化
- 周知啓発・情報提供の推進
- 新興感染症発生・まん延時や災害時等の有事における医療体制の整備

救急医療

- 初期救急医療体制、二次救急、三次救急医療体制の強化
- 適切な機能・役割分担による救急医療体制の強化
- ドクターヘリ等救急搬送体制の強化
- 新興感染症発生・まん延時における救急医療体制の整備

周産期医療/小児医療

- < 周産期医療 >
- 早産予防対策の充実
- 周産期医療提供体制の充実
- NICU退院児等の在宅移行支援体制の構築
- 出産後の切れ目のない支援体制の整備
- < 小児医療 >
- 小児救命救急医療体制の整備
- 夜間・休日の相談対応及び適切な受診の推進
- 児童虐待対応体制の整備
- < 共通 >
- 災害時小児・周産期医療提供体制の強化
- 新興感染症発生・まん延時の医療体制整備

その他の保健医療体制等 ～主な取組～

- 外来医療に係る医療提供体制の確保（外来医療計画）
- ・外来医療の分化・連携の推進
- ・外来医療を担う医師の確保

- 移植医療
- ・臓器移植及び骨髄移植に関する普及啓発の充実

- 血液の確保
- ・若年層への普及啓発の強化
- ・血液製剤の使用適正化の推進

- 医療安全対策
- ・医療安全管理者の設置と医療事故調査制度に係る理解の促進

- 認知症
- ・早期診断・対応のための体制整備や認知症対応力向上の促進

- 難病
- ・医療提供体制の充実
- ・難病患者の社会参画、就労環境の整備

- アレルギー疾患
- ・医療提供体制の充実
- ・医療従事者等の資質向上

- 歯科保健医療
- ・第5次歯科保健医療計画に基づく歯と口の健康づくりの推進

- 母子保健
- ・妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備
- ・プレコンセプションケアの推進

- 高齢者保健医療福祉
- ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に基づく高齢者の保健医療福祉施策の推進

- 障がい保健医療福祉
- ・第6期障がい者計画に基づく発達障がい児(者)や医療的ケア児等への支援の充実

- 感染症対策
- ・平時からの健康危機に対する対応能力の向上
- ・ワンヘルスに関する取組の検討
- ・結核対策の推進

- 食品、医薬品等の安全対策
- ・食品事業者による自主的な衛生管理の向上
- ・医薬品等の適正使用の推進

第5次くまもと21ヘルスプラン等の策定について

健康づくり推進課

1 目的

健康寿命の延伸を目指し、健康づくり施策を計画的に推進する。

2 概要

(1) 計画期間

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)までの6年間

(2) 計画策定の基本的な考え方

計画策定の目的を踏まえ、次のとおり「目指す姿」及び「全体目標」を掲げ、この目指す姿や全体目標を実現するため、4本の「施策の柱」で計画を推進する。

目指す姿

- ・県民が生涯を通じて心豊かに健康で暮らし続けることができる熊本

全体目標

- ・健康寿命の延伸

施策の柱

- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ・生活機能の維持・向上
- ・社会環境の質の向上
- ・ライフステージ特有の健康課題に応じた施策の推進

3 策定にあたって

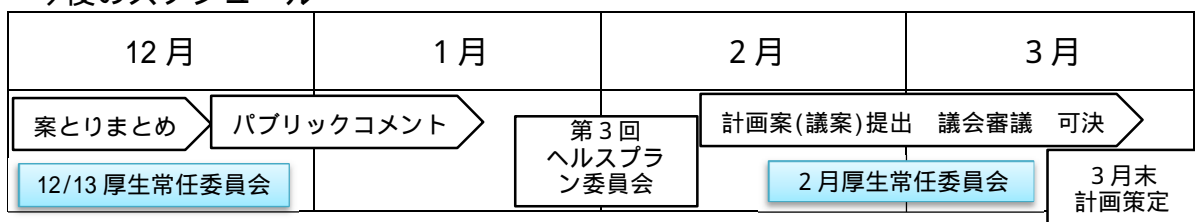
【本計画における最重要施策】

本県は、糖尿病の疑いのある人及び糖尿病の発症リスクのある人の割合が全世代で全国より高いため、次のとおり糖尿病対策を最重要施策として取り組む。

- ・糖尿病の早期発見の取組、重症化予防の推進
- ・熊本型糖尿病保健医療連携体制の強化
- ・糖尿病治療や療養指導に携わる人材の育成

ヘルスプランと併せて、「第4次熊本県健康食生活・食育推進計画」「第4次熊本県がん対策推進計画」「第5次熊本県歯科保健医療計画」「第2期熊本県循環器病対策推進計画」についても本年度末に策定予定

4 今後のスケジュール



第5次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)【概要】(案)

第1章 計画策定の考え方

1. 策定趣旨 健康寿命の延伸を目指し、健康づくりの取組を計画的に推進することを目的に策定。
2. 計画の位置づけ 健康増進法に基づく「県民の健康の増進の推進に関する施策についての基本となる計画」として、国の「健康日本21」、県の関係計画と整合を図り策定。
3. 計画期間 令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)までの6年間

施策の体系

目指す姿 県民が生涯を通じて心豊かに健康で暮らし続けることができる熊本

全体目標 健康寿命の延伸

1. 生活習慣病の発症予防と重症化予防

2. 生活機能の維持・向上

4. ライフステージ特有の健康課題に応じた施策の推進

3. 社会環境の質の向上

第2章 熊本県民の健康等に関する現状

- ・高齢化率が全国平均よりも高く、令和7年には3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込み。
- ・平均寿命は男性81.91年(全国9位)、女性88.22年(全国5位)と全国有数の長寿県であるが、「不健康な期間」を意味する「健康寿命と平均寿命の差」は男性は約10年、女性は約13年ある。
- ・死因の第1位は悪性新生物(がん)で、悪性新生物や心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が死因の約5割を占めている。
- ・特定健康診査において保健指導や受診勧奨の対象となった人の割合が、多くの検査項目で全国平均よりも高く、特に空腹時血糖とHbA1cは全国平均を大きく上回っている。また、事業所等で実施される定期健康診断の有所見者率も全国平均より高く、年々増加傾向にある。
- ・人口1人当たりの国民医療費は全国平均を上回っており、生活習慣病に係る医療費が全体の約4割を占めている。
- ・介護が必要になった主な原因は、生活習慣病が約3割、認知症や骨折・転倒など加齢によるものが約5割を占めている。
- ・現在の健康状態について、健康だと思っている人の割合は約7割で、平成29年度の調査時よりも減少している。

第3章 計画の推進

1. 生活習慣病の発症予防と重症化予防

(1) より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善

- 栄養・食生活
 - ・子どもの健康的な食生活習慣の形成に向けた取組及び食育の推進
 - ・健康食生活・食育の推進
 - ・管理栄養士・栄養士等の食に携わる人材の育成
- 身体活動・運動
 - ・子どもの体力向上に向けた取組の推進
 - ・身体活動・運動の習慣化を図るための取組の推進
 - ・人材育成と関係機関の連携強化
- 睡眠・休養
 - ・家庭での早寝早起きの推進
 - ・睡眠の重要性や質の良い睡眠をとるための普及啓発
- 歯・口腔の健康
 - ・子どものむし歯予防及び歯肉炎予防対策の推進
 - ・子どもの歯や口腔機能の発達を促す食生活習慣づくり
 - ・歯周病予防に関する普及啓発
 - ・6024運動・8020運動の推進
- 歯科保健環境の充実
 - 喫煙・飲酒
 - ・20歳未満者の喫煙・飲酒防止対策の推進
 - ・たばこの健康への影響に関する知識の普及
 - ・禁煙希望者に対する支援
 - ・アルコール健康障害の発症・進行予防

(2) 生活習慣病の早期発見・対策

- 特定健康診査・特定保健指導
 - ・特定健診実施率向上に向けた取組の推進
 - ・特定健診・特定保健指導の実施体制の強化
 - ・保健医療連携体制の強化
- がん検診
 - ・がん検診受診率向上に向けた取組の推進
 - ・がん検診精密検査の受診率及び精度管理の向上

(3) 生活習慣病り患者のサポート

- がん
 - ・がん医療提供体制の整備
 - ・患者等の生活の質の向上
 - ・がんに関する正しい理解の促進
- 循環器病
 - ・循環器病の予防と高リスク因子の適切な管理
 - ・初期対応等の啓発・情報提供
 - ・医療提供体制の強化

最重要施策

- 糖尿病
 - ・糖尿病の早期発見の取組、重症化予防の推進
 - ・熊本型糖尿病保健医療連携体制の強化
 - ・糖尿病治療や療養指導に携わる人材の育成

2. 生活機能の維持・向上

(1) 高齢者の健康づくり

- ・高齢者の食を通じた健康づくりの推進
- ・高齢者の身体活動・運動の推進
- ・高齢期における歯や口腔の健康づくりの推進
- ・高齢期の地域・社会活動の推進や健康づくり活動の促進
- ・介護予防の取組の充実
- ・認知症の早期診断・早期対応の推進

(2) こころの健康づくり

- ・こころの健康づくりの推進
- ・自殺予防対策の推進

3. 社会環境の質の向上

(1) 自然に健康になれる環境づくり

- ・健康的な食環境整備の強化
- ・健康的な住環境整備の強化
- ・運動・身体活動を促す環境整備の推進
- ・受動喫煙防止対策の推進

(2) 健康情報が入手・活用できる環境づくり

- ・ICT等を活用した健康づくりの推進
- ・ヘルスリテラシー向上のための取組の推進

(3) 多様な主体による健康づくり

- ・健康経営の推進
- ・企業、県民等と連携した健康づくり県民運動の展開
- ・市町村、保険者と連携した取組の推進

(4) 非常時の保健活動の充実

- ・災害時を見据えた保健活動体制の充実
- ・新興感染症等を見据えた保健活動の充実

4. ライフステージ特有の健康課題に応じた施策の推進

(1) 次世代の健康づくり

- ・妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備
- ・早産予防対策の推進
- ・プレコンセプションケアの推進

(2) 子どもの頃からのより良い生活習慣の形成

- ・1(1)の子どもの部分の再掲

(3) 高齢者の健康づくり

- ・2(1)再掲

第4次熊本県がん対策推進計画案【概要】(案)

第1章 がん対策の現状と課題

熊本県におけるがんの状況

- 令和3年の本県のがんによる死亡者数は5,560人で、S55年から本県の死亡原因の1位。全死亡の25%を占めている。
- 検診受診率は全国平均を上回るが、国の目標値(60%)を達成しているものはなく、受診率向上の一層の取組が必要。
- 女性特有の子宮頸がんや乳がんなどは、若い世代のり患率が高く、若い頃からの検診等の啓発が重要。
- がん患者の5年相対生存率は年々高まり、がんは亡くなる病気ではなくなっている。がんになっても自分らしく生きるための社会環境の整備などが重要。
- がんり患者の4人に1人は働く世代であり、治療と就労が両立できるための環境整備が必要。

第2章 基本的な考え方

基本事項

- (1) 策定の趣旨 本県におけるがん医療の状況等を踏まえ、本県のがん対策を総合的、計画的に推進することを目的に策定。
- (2) 計画の位置づけ がん対策基本法に基づく、本県のがん対策の基本計画として、国の第4期がん対策推進基本計画を基本とし熊本県保健医療計画、くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)等と調和を図り作成。
- (3) 計画期間 6年間(令和6年度～令和11年度)

基本方針

「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんに向き合い、共に支え合う社会」

全体目標

- (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- (2) 患者本位で持続可能ながん医療の提供
- (3) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第3章 分野別施策と個別目標

1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

(1)がんの一次予防(がんにかからないようにする)

- 生涯を通じた健康づくりの推進
- 食生活や運動、生活習慣の改善
- ウイルスや細菌感染に起因するがん予防対策
- 感染予防に関する普及啓発

(2)がんの二次予防(がんの早期発見、がん検診)

- がん検診の受診率向上対策
- 若い世代、働く世代への検診の普及啓発
- がん検診の精度管理等
- がん検診精密検査の受診率及び精度管理の向上
- 職域におけるがん検診
- 事業主や働く世代への受診啓発の推進
- ウイルス検査の受検率向上と陽性者への対応
- 肝炎ウイルス陽性者の受診等の確実な実施等

2 患者本位で持続可能ながん医療の提供

(1)診療機能の維持・向上

- がん診療連携拠点病院の維持・向上
- がん治療法の周知啓発等、チーム医療の促進、病理診断体制の充実、リハビリテーション体制の充実
- 緩和ケアの提供体制の充実と普及啓発の促進
- 在宅緩和ケアの推進
- 医療従事者に対する緩和ケア研修会等への受講勧奨と研修会受講体制の整備
- 妊よう性温存療法及び助成制度の周知・啓発の推進
- がん生殖ネットワークと情報・相談支援体制の強化

(2)医科歯科連携の推進

- 医科歯科連携の更なる推進
- がん医科歯科連携登録歯科医師の確保

(3)高齢者のがん対策

- 意思決定支援の体制と地域との連携体制の整備
- ガイドラインを踏まえた治療及びケアの提供の推進

3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(1)相談支援

- がん相談支援センター
- がん相談支援体制の強化、相談員の更なる資質向上の推進等
- がんサロンの普及・定着とピアサポートの充実
- がんサロン活動への支援、ピアサポートの充実・質の向上

(2)「私のカルテ」による地域との連携

- 「私のカルテ」等の活用の推進

(3)がん患者等の就労を含めた社会的な問題

- 就労支援
- がん患者への就労支援体制の推進、関係団体との連携
- アピアランスケア
- アピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築等
- その他の社会的な問題について
- がん患者の自殺防止対策の推進
- がんに対する正しい知識の普及啓発の推進

(4)ライフステージ(小児、AYA世代、高齢者)に応じたがん対策

- 診療体制、フォローアップの推進、情報提供・連携体制の強化等

4 これらを支える基盤の整備

(1)がんに関する知識の普及啓発

- がんに関する知識の普及啓発の推進

(2)学校におけるがん教育

- 教職員へのがんの基礎知識の向上、外部講師の活用

(3)がん登録の利活用の推進

- がん登録の精度向上と利活用の推進

(4)患者・県民参画の推進

- 県民本位のがん対策推進のための患者・県民参画の維持・向上

(5)くまもとメディカルネットワークを活用したデジタル化の推進

- 関係団体との連携によるくまもとメディカルネットワークの加入促進

5 感染症のまん延や災害等を見据えたがん対策

(1)感染症のまん延を見据えたがん対策

- 感染症のまん延を見据えたがん対策の推進

(2)災害を見据えたがん対策

- 災害を見据えたがん対策の推進
- 災害時の活用を想定したがん相談支援センター等相談窓口の周知
- がん相談支援センター紹介カード(災害時携帯カード)の携帯の普及

第2期熊本県循環器病対策推進計画【概要】（案）

第1章 計画策定の考え方

- 1 策定趣旨 本県の循環器病に係る実情と特性に応じた循環器病対策の一層の推進を図る。
- 2 計画の位置づけ 循環器病対策基本法に基づく本県の循環器病対策の基本的な方向性を定める計画として、国の基本計画、県の関係計画と整合を図り作成。
- 3 計画期間 令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)までの6年間

施策の体系

目指す姿 県民が循環器病を予防し、たとえ発症しても安心して暮らせる熊本

全体目標 健康寿命の延伸、循環器病に係る年齢調整死亡率の減少

1. 循環器病予防の取組みの強化

2. 救急搬送体制及び医療提供体制の充実

3. 循環器病患者等を支えるための環境づくり

4. 感染症発生・まん延時や災害時を見据えた循環器病対策

第2章 計画策定の背景

1 健康寿命・年齢調整死亡率

- ・令和元年(2019年)の健康寿命は、男性72.24歳、女性75.59歳であり男女ともに延長傾向。
- ・年齢調整死亡率は虚血性心疾患、脳血管疾患ともに全国より低い傾向だが、大動脈瘤・解離は、全国平均を上回る。

2 罹患の状況

- ・循環器病のリスクとなる高血圧性疾患、脂質異常症の年齢調整外来受療率は全国より高い。特に高血圧性疾患は全国2位。
- ・脳血管疾患の受療率は全国上位。入院受療率が低下、入院外(外来)受療率が上昇傾向にある。
- ・在宅等生活の場に復帰した患者の割合は、全国より低い状況だが、全国との差は短縮傾向。

3 健診の状況

- ・特定健診実施率は54.1%で、向上は見られるものの全国平均より低い。
- ・特定保健指導実施率は38.3%で、全国平均より高い。
- ・特定健診における有所見率は空腹時血糖が36.8%と全国平均より11.6ポイント高く、HbA1cは、73.7%と全国平均より16.1ポイント高くなっている。

4 介護の状況

- ・脳血管疾患、心疾患を合わせると、要介護者の約5人に1人が循環器疾患による要介護状態となっている。
- ・国保被保険者の要支援・要介護認定者の7割以上が高血圧症、約半数が糖尿病、脂質異常症に罹患している。

第3章 計画の推進

1. 循環器病予防の取組の強化

(1) 循環器病の予防に向けた健康づくりの推進

- ・県民の健康づくりを支援する社会環境整備の推進
- ・くまもとスマートライフプロジェクト等による健康経営の推進
- ・健康な食生活の推進
- ・歯と口腔の健康づくりの推進
- ・禁煙及び受動喫煙の防止

(2) 循環器病を予防する健診の普及やその他の取組の推進

- ・特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた取組の推進
- ・適切な血圧管理や自己検脈の普及による循環器病の予防
- ・学校健診等の機会における小児の循環器病の早期発見
- ・国保保険者努力支援制度等による市町村保健事業の支援

2. 救急搬送体制及び医療提供体制の充実

(1) 初期症状の啓発と救急搬送体制の整備

- ・初期症状や対処法等についての普及啓発
- ・救急搬送体制、初期医療体制の強化
- ・二次救急、三次救急医療体制の強化
- ・救急業務の高度化に向けた実施体制の強化
- ・救急業務の高度化に向けた更なる推進

(2) 医療提供体制の機能分化と連携の推進

- ・医療提供体制の機能分化と連携
- ・専門医や認定看護師等の医療従事者の確保の推進
- ・在宅医療の提供体制の充実
- ・くまもとメディカルネットワークの推進
- ・歯科医師、歯科衛生士の人材育成・資質向上
- ・医科歯科連携の推進

(3) リハビリテーションや緩和ケアの提供

- ・リハビリテーションの提供等の取組の推進
- ・緩和ケアの周知と提供の推進

3. 循環器病患者等を支えるための環境づくり

(1) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援

- ・総合診療医の育成の推進
- ・在宅医療の提供体制の充実
- ・かかりつけ歯科医等による医科歯科連携の推進
- ・かかりつけ薬剤師・薬局の推進、在宅医療に参画する薬局の推進と高度な薬学管理の充実
- ・地域リハビリテーションの推進
- ・認定看護師等医療従事者の確保の推進

(2) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

- ・情報提供・相談支援機能の向上
- ・小児期・若年期の循環器病患者への支援の充実
- ・県民及び医療機関等への医療情報の提供

(3) 治療と仕事の両立と循環器病の後遺症を有する者への支援

- ・治療と仕事の両立支援
- ・後遺症を有する者への福祉サービス利用環境の整備
- ・失語症者向け意思疎通支援者養成事業の推進
- ・熊本県高次脳機能障害支援センターの継続設置

4. 感染症発生・まん延時や災害時を見据えた循環器病対策

(1) 災害を見据えた循環器病対策

- ・災害を見据えた診療体制の整備
- ・エコノミークラス症候群予防等の取組み
- ・災害時の食を守る取組みの推進
- ・災害時の医薬品供給体制の整備

(2) 感染症を見据えた循環器病対策

- ・新興感染症発生・まん延時を見据えた医療体制の整備
- ・感染対策を講じたうえでの活動に向けた啓発

第5次熊本県歯科保健医療計画【概要】(案)

第1章 計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨
前計画から得られた成果と課題を踏まえ、歯科保健医療をより充実・発展されるため策定する。
- 2 計画の位置づけ
「歯科口腔保健の推進に関する法律(第13条第1項)」及び「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例(第11条第1項)」に基づく、歯及び口腔の健康づくり推進に関する基本計画とする。
- 3 基本方針
「すべての県民がその年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けることができるようにする」ことを目標にする。
- 4 計画期間 令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間
- 5 他の計画との関係
熊本県保健医療計画、くまもと21ヘルスプラン、熊本県健康食生活・食育推進計画、熊本県がん対策推進計画、熊本県循環器病対策推進計画等のその他、関連計画との調和を図る。

第2章 計画策定の背景・課題

- ・3歳児及び12歳児のむし歯の有病状況は、未だ全国を上回っており、むし歯予防対策の強化が必要
- ・歯周病にかかっている人の割合が前回調査を上回っており、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診や歯石除去を受ける重要性等についての啓発が更に必要
- ・50歳後半から歯を喪失している人の増加が著しいため、8020運動のさらなる推進が必要
- ・乳幼児期から学齢期にかけて、良好な口腔・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得、成人期・高齢期においては、口腔機能の維持・向上のための取組みの充実が必要
- ・障がい(児)者、要介護者の歯科健診・保健指導、歯科疾患治療及び摂食・嚥下リハビリテーション等の歯科医療サービスの提供体制の整備が必要
- ・在宅療養支援歯科診療所の登録数は増えているが、熊本市周辺に集中し地域偏在があるため、訪問歯科診療体制の充実が必要
- ・平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、災害時の歯科保健医療体制の整備が必要
- ・糖尿病、がん、脳卒中などの生活習慣病、早産における医科歯科連携の推進が必要

計画の推進

第3章 歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得・維持・向上

- 1 むし歯予防
 - (1)乳幼児期(概ね0歳～5歳)
市町村や保育所・幼稚園における歯科保健指導の充実やフッ化物応用等の推進
 - (2)学齢期(概ね6歳～18歳)
フッ化物洗口によるむし歯予防
 - (3)成人期(妊産婦含む)(概ね19歳～64歳)
歯間部清掃器具(デンタルフロス等)の使用や定期歯科健診受診の普及啓発
 - (4)高齢期(概ね65歳以上)
むし歯の重症化予防を図るための、かかりつけ歯科医での定期歯科健診受診の周知
- 2 生涯を通じた歯科健診を見据えた歯周病予防
 - ・かかりつけ歯科医等と連携した歯周病予防の推進
 - ・市町村での歯科検診体制の整備
 - ・妊婦への歯周病予防及び歯科健診受診の必要性についての啓発
- 3 口腔機能の獲得・維持・向上
 - (1)乳幼児期(概ね0歳～5歳)
市町村や保育所・幼稚園等での口腔機能発達に関する歯科保健指導の充実
 - (2)学齢期(概ね6歳～18歳)
ひと口30回以上噛んで食べることを目標とする「噛ミング30(カミングサンマル)」運動の普及
 - (3)成人期(妊産婦含む)(概ね19歳～64歳)
歯科保健の正しい知識の普及による6024・8020運動の推進
 - (4)高齢期(概ね65歳以上)
・オーラルフレイル予防に関わる人材の育成
・認知症対応力の向上

第5章 歯科保健医療体制の充実

- 1 休日の救急・夜間診療体制整備への支援
 - ・関係機関による休日の救急・夜間診療の運営等の支援
 - ・県民へかかりつけ歯科医を持つことを広く周知啓発
- 2 在宅歯科連携体制の整備
 - ・訪問歯科診療に携わる歯科医師及び歯科衛生士の人材育成及び必要な器材に対する助成
 - ・パンフレット配布や研修会による訪問歯科診療の普及啓発
- 3 災害時等の歯科保健医療体制の構築
 - ・JDAD(日本災害歯科医療チーム)や他の医療チーム、保健師、栄養士等の多職種間の連携推進
 - ・県歯科医師会や市町村等関係機関と連携し、災害時の支援体制強化のための研修等の取組み推進
- 4 歯科保健医療従事者の確保
 - (1)歯科医師
 - ・研修会を通じた資質の向上
 - ・入院患者への口腔衛生管理や口腔機能管理に携わる歯科医師の確保、医科歯科連携の推進
 - (2)歯科衛生士・歯科技工士
 - ・研修等を通じ、高度化・多様化する歯科保険医療ニーズに対応できる歯科衛生士の資質向上
 - ・あらゆる機会を活用した歯科衛生士・歯科技工士の魅力発信

第6章 更なる医科歯科連携の推進

- 1 早産予防における医科歯科連携
「熊本型早産予防対策」における妊婦歯科健診受診の必要性等の確実啓発の実施
- 2 糖尿病対策における医科歯科連携
 - ・二次保健医療圏毎の医科歯科連携体制の充実を図るための医科歯科連携に従事する歯科医師、医師の人材育成
 - ・二次保健医療圏毎の医科・歯科・薬科が連携した支援
- 3 がん診療における医科歯科連携
がん診療の医科歯科連携の推進による療養生活の質の向上及びがん診療連携登録歯科医師の確保
- 4 回復期における医科歯科連携
回復期病院等での医科歯科連携推進のための歯科保健医療関係者の資質向上

第7章 これを支える歯科保健医療体制の整備

- 1 歯科保健医療を担う者の連携及び協力
- 2 熊本県口腔保健支援センターによる歯科口腔保健の推進
- 3 歯科保健医療におけるくまもとメディカルネットワークの推進

第4次熊本県健康食生活・食育推進計画～食で育む命・絆・夢プラン～【概要】(案)

はじめに

(1) 策定趣旨

食育基本法に基づき、県民の食の現状を踏まえ、県民及び多様な関係者が協働のもとに、食育に関する取組みを総合的、計画的に推進する。

(2) 計画の位置づけ

くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)、その他関連計画等との整合を図る。

第1章 食をめぐる現状と課題

- ・平均寿命と健康寿命の差があることや、生活習慣病が死因の約5割、受療の約3割を占めること等から、食育を通じた生活習慣病予防や低栄養予防を行い、健康寿命を延伸させることが必要
- ・少子高齢化が進み、子どもや高齢者の孤食や食生活の乱れなど食を取り巻く社会環境が変化中、家庭や地域のコミュニケーションを活用した食育の取組や、関係者が協働で食育を推進していくための食育ネットワークの強化が必要
- ・約4割の県民が食の安全安心に不安を抱えており、生産、加工、流通、消費のそれぞれの場面において、安全に配慮した食や表示等の情報が適切に提供され、県民の食生活に活用されることが必要
- ・外食や弁当惣菜等を利用している県民が増えている中、多様なライフスタイルや県民の健康状態などに合った料理や食事が、県民の身近な場所で提供されるよう、外食、中食等の食環境整備を進めることが必要

第3章 具体的な施策展開

1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

(1) 健康づくりや生活習慣病予防のための食育の推進

- ・食育月間等における普及啓発(主菜、副菜を揃えて食べる、野菜摂取量を増やす、減塩等)
- ・「熊本県民食生活指針」を活用した普及啓発
- ・食品の栄養成分表示等の活用方法についての普及啓発

(2) 高齢者の健康づくりのための食育の推進

- ・「熊本県民食生活指針」を活用した高齢者の食を通じた健康づくりに関する普及啓発
- ・食生活改善推進員等による高齢者の食生活改善のための講習会等の活動支援
- ・住民主体の「通いの場」の普及拡大を支援する等、フレイル予防の観点から踏まえた介護予防の取組みの充実

(3) 健康に配慮したメニューや食品表示等情報の提供

- ・自然と健康になれる食環境整備の推進(栄養成分表示やヘルシーメニュー提供等に取り組む飲食店等の認定制度「くま食健康マイスター店」の指定促進、「野菜くまもり運動」や減塩の取組み等)
- ・食品の栄養成分表示等の適正表示推進のための監視・指導強化

2 子どもや若い世代を中心とした食育の推進

(1) 家庭や地域における食育の推進

- ・子どもの頃からの食を通じた健康づくりに関する普及啓発
- ・子ども食堂等の地域での共食の場づくりへの支援
- ・子ども食堂への食育研修等の実施

(2) 保育所、幼稚園、学校、職場等における食育の推進

- ・保護者等の相談対応及び関係職員等への研修開催による人材育成・確保
- ・学校給食・食育研究推進校の実践の横展開による各学校の食育の推進
- ・栄養教諭研修の開催による資質向上や実践的指導力育成
- ・「親の学び」講座の開催による保護者が学ぶ機会の提供
- ・職域との連携により、事業所の社員食堂等の場を活用した食育の推進

(3) 伝統的な食文化の保護・継承

- ・新たな「食の名人」発掘による全市町村複数人以上の設置
- ・「くまもと食文化アドバイザー」による技術指導や交流会等の開催による「食の名人」の技術向上と技術伝承
- ・若い世代に向けた「食の名人」による出前講座実施

第2章 計画の基本的考え方

【目指す姿】

人生100年時代を健康で心豊かに生きるための食(食生活・食文化・食環境)を育むくまもと

【重点事項】

- (1) 子どものころからの生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2) 持続可能な食を支える食育の推進

【基本施策】

- (1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (2) 子どもや若い世代を中心とした食育の推進
- (3) 多様な関係者の連携・協働の強化による食育の推進
- (4) 安全安心な暮らしを支える食環境の整備の促進

【基本視点】

- (1) 食は命と健康の基本(生涯食育)
- (2) 県民及び多様な関係者の協働による食育
- (3) 地域に根ざした食育
- (4) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育

3 多様な関係者の連携、協働の強化による食育の推進

(1) 食の取組共有の場の提供と連携の強化

- ・食育推進連携会議等の開催による情報共有及び連携の強化

(2) 食に携わる人材の育成と体制整備

- ・市町村管理栄養士等の配置促進、市町村食育推進計画の策定及び進捗管理の支援
- ・熊本県行政栄養士育成指針に基づいた行政栄養士研修の実施
- ・特定給食施設等の計画的な巡回指導及び集団指導の実施
- ・食生活改善推進員等のボランティア育成及び活動支援

(3) 食に関する調査研究、情報の発信

- ・大学や関係機関等との連携による調査実施、情報収集及び情報発信

4 安全安心な暮らしを支える食環境の整備の促進

(1) 健康に配慮したメニュー及び食品表示等情報の提供(再掲)

(2) 環境及び安全安心に配慮した食育の推進

- ・食の安全及び食品表示制度に関する講習会の実施
- ・消費者・事業者・行政担当者等のリスクコミュニケーションの推進
- ・食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」の推進

(3) 地産地消の推進

- ・県民参加型の地産地消の取組による消費行動の増加及び県産品の持続的な消費推進
- ・環境センターの環境学習や管内展示、料理体験イベントにおける地産地消の推進

(4) 災害時の食を守る取組みの推進

- ・「災害時栄養管理ガイドライン」を活用した平時の体制整備の推進
- ・家庭における非常食料等の備蓄に関する普及啓発
- ・特定給食施設等における災害時の食事提供体制強化に向けた支援

第4期熊本県における医療費の見通しに関する計画の策定について

国保・高齢者医療課

1 目的

国民皆保険を堅持し続けていくため、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、将来的な医療費が過度に増大しないよう対策を講じるとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保する。

高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に基づき策定。

2 概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和11年度まで〔6年間〕

(2) 計画策定の基本的な考え方

基本理念

- ・ 県民の生活の質の向上を図るものであること
 - ・ 今後の人口構成の変化に対応するものであること
- 計画最終年度（令和11年度）における医療費の見通し

- ・ 適正化前・・・8,441億円
- ・ 適正化後・・・8,383億円
- ・ 適正化効果額・・・58億円

医療費の推計値や適正化効果額については、国が示した全国統一の計算式に従って算出したもの

(3) 重点的に取り組む事項

住民の健康の保持の推進

- ・ 特定健康診査・特定保健指導実施率向上等の取組みの推進
- ・ 糖尿病の発症予防・重症化予防の取組みの推進
- ・ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

医療の効率的な提供の推進

- ・ 医薬品の適正使用の推進
- ・ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

3 今後のスケジュール

～11月	12月	1月	2月	3月
計画案とりまとめ	12月中旬～パブコメ、市町村及び保険者協議会との協議		1月下旬 医療費の見通しに関する計画検討委員会	3月末 策定
11/15 医療費の見通しに関する計画検討委員会	12/13 厚生常任委員会		2月 厚生常任委員会	

第4期熊本県における医療費の見通しに関する計画【概要】

I 計画策定の目的

急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化
 する中、国民皆保険を堅持し続けていくために、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、
 将来的な医療費が過度に増大しないよう対策を講じるとともに、良質かつ適切な医療を効率的
 に提供する体制を確保する。

II 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

- ・ 県民の生活の質の向上を図るものであること
- ・ 今後の人口構成の変化に対応するものであること

2 計画策定の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項

3 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間

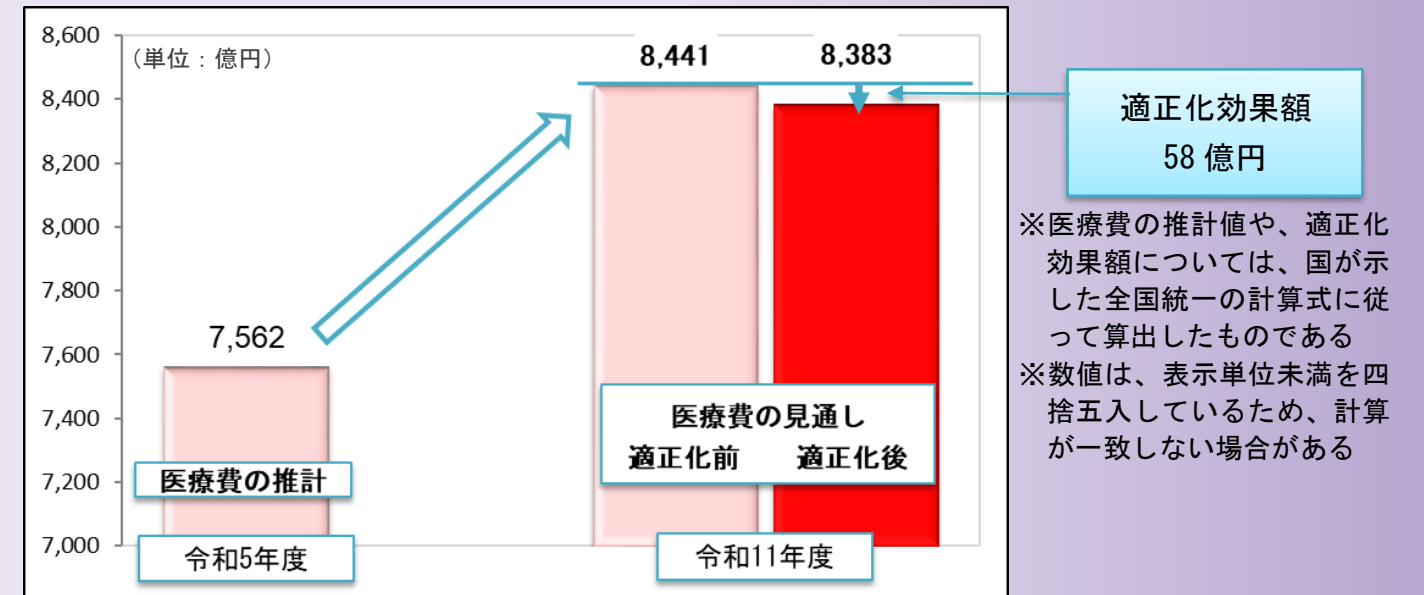
III 主な記載内容

1 県が取り組むべき主な施策等

(1) 住民の健康の保持の推進	主な取組内容
① 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ・ 特定健診実施率向上に向けた取組の推進 ・ 特定健診・特定保健指導の実施体制の強化 ・ 保健医療連携体制の強化	・ 特定健診受診率向上のための啓発活動の実施、データ分析及び県の健康課題解決策の検討 ・ 保険者、保健医療関係者間での課題等の共有
② たばこ対策の推進 ・ たばこの健康への影響に関する知識の普及 ・ 20歳未満者の喫煙防止対策の推進	・ 喫煙の影響等についての正しい知識普及啓発 ・ 禁煙したい人への支援
③ 糖尿病の発症予防・重症化予防の推進 ・ 糖尿病の早期発見・重症化予防の推進 ・ 保健医療連携体制の強化	・ 熊本県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進 ・ DM熊友パスの普及・活用の推進 ・ 切れ目のない保健医療連携体制の構築
④ その他生活習慣病予防のための健康づくりの推進 ・ 地域や職場での生活習慣病予防や健康づくり活動の推進 ・ 歯と口腔の健康づくりの推進 ・ がん検診受診率等の向上	・ くまもとスマートライフプロジェクト応援団増加のための取組の実施 ・ 歯周疾患検診未実施市町村への支援 ・ がん検診の受診啓発と受診率向上の取組の推進
⑤ 予防接種の推進 ・ 予防接種環境の充実及び向上	・ 安心して予防接種を受けられる体制整備 ・ 予防接種に関する情報発信

(新) ⑥ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組の支援	・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を行う市町村への支援の実施 ・ フレイル対策の推進
(2) 医療の効率的な提供の推進	主な取組内容
① 後発医薬品の使用促進 ・ 後発医薬品及びバイオ後続品の普及啓発	・ 県民、薬局、医療機関等への情報提供 ・ 後発医薬品等の使用促進についての協議
② 医薬品の適正使用の推進 ・ かかりつけ薬剤師・薬局に関する普及啓発 ・ 多剤投与に係る取組の推進	・ 専門家の資質向上、講習会開催等による普及啓発の推進 ・ 市町村の多剤投与に係る取組の支援
③ 病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築 ・ 「くまもとメディカルネットワーク」の推進 ・ 在宅医療及び介護サービスの連携と充実	・ 「くまもとメディカルネットワーク」に係る普及啓発 ・ 地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進
(新) ④ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 ・ 骨折予防の推進	・ 骨粗しょう症に関する普及啓発 ・ 市町村の検診事業等への支援
(3) その他医療費適正化の推進のために県が必要と認める事項	
・ 医療費の把握・分析に関する取組 等	

2 計画最終年度（令和11年度）における医療費の見通し



3 県、保険者等、医療の担い手等及び県民の取組み

関係者が計画の内容や目標を共有し、住民の健康の保持の推進や、医療の効率的な提供の推進のための取り組みを行う。

4 計画の評価等

毎年度の進捗状況を把握し公表するほか、令和11年度に計画の進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）、令和12年度に実績評価を行う。

熊本県国民健康保険運営方針の改定について

国保・高齢者医療課

1 目的

国民健康保険法に基づき策定した熊本県国民健康保険運営方針(以下「運営方針」という。)の改定。

2 概要

(1) 経緯

平成 30 年度から、県は、国民健康保険(以下「国保」という。)の財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、引き続き市町村は、保険給付、保険料(税)率の決定・賦課徴収、保健事業等の事業を実施。

県と市町村が国保を共同運営するための統一的な方針として、平成 30 年度から令和 2 年度までを対象期間とする運営方針を平成 30 年 3 月に策定。その後、令和 3 年 3 月に改定を実施(対象期間は、令和 3 年度から令和 5 年度まで。)

運営方針には、主に次の 8 項目を記載。

1 国保の医療に要する費用及び財政の見通し	5 医療費の適正化の取組み
2 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法等	6 市町村が担う事務の標準化及び広域化の推進
3 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施	7 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携
4 市町村における保険給付の適正な実施	8 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

(2) 主な改定点

対象期間

- 令和 6 年度から令和 11 年度まで(6 年間) 法定化
保険料水準の統一について
- 保険料水準の統一に向けた取組み・ロードマップを追加
市町村における財政収支の改善について
- 赤字削減・解消計画に係る目標年度を設定
- 口座振替世帯割合に係る目標を市町村が設定することを追加

3 今後のスケジュール

～ 11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
8～9月 市町村 意見聴取	12月 厚生常任委員会		2～3月 厚生常任委員会	
11月 国保運営 協議会・諮問	12月～1月 パブコメ		2月 国保運営 協議会・答申	3月末 改定

熊本県国民健康保険運営方針の改定概要（案）

はじめに

1 熊本県国民健康保険運営方針の策定目的

- 県と市町村が一体となって、国保の事業運営を共通認識の下で実施し、国保財政の更なる安定化及び被保険者の負担の公平化を図っていくことができるよう、県と市町村が国保を共同運営するための統一的な方針として、「熊本県国民健康保険運営方針」を定める。

2 策定の根拠規定

- 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2

3 対象期間、検証・見直し

- 対象期間：令和6年度（2024年度）～11年度（2029年度）（6年間） ※3年ごとに検証、見直し

4 全体目標・重点課題

- 全体目標：県と市町村の共同運営による取組推進及び国保財政の安定化
- 重点課題：保険料水準の統一に向けた取組推進並びに医療費適正化及び予防・健康づくりの取組強化

5 県が定める各種計画との整合性

- 「熊本県保健医療計画」、「熊本県における医療費の見通しに関する計画」等、各種計画との整合を図る。

6 危機管理対応

- 感染症の拡大や災害の発生時においては、被保険者への影響等を踏まえ、県、市町村及び県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）は取組の実施方法を見直すなど、連携して必要な措置を講じる。

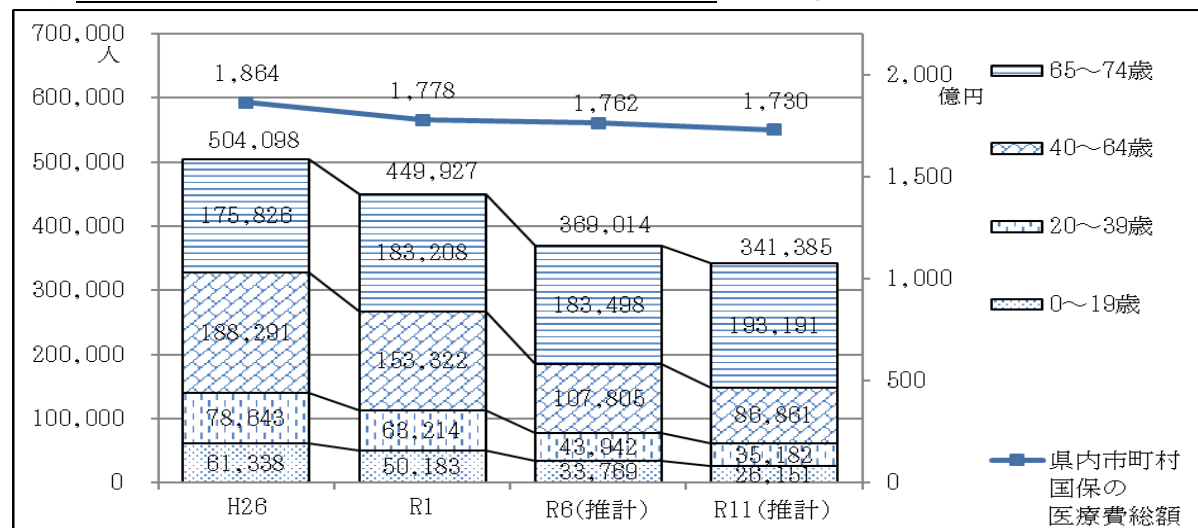
第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し

- 本県の国保における令和3年度（2021年度）の医療費総額は約1,767億円で、平成27年度（2015年度）の約1,887億円をピークに減少傾向である。被保険者数の減少が主な要因と考えられる。

一人当たり医療費は、令和3年度（2021年度）は445,050円で、平成27年度（2015年度）の386,757円から約15.1%の伸びとなっており、全国平均を上回っている状況である。

今後の医療費については、一人当たり医療費は増加していくものの、被保険者総数減少の影響により、医療費総額はやや減少傾向で推移する見込みである。



2 財政収支の考え方

- 市町村は、本来保険料(税)として徴収すべき額を徴収できるよう、保険料(税)の賦課を行うことを基本とする。
- 「決算補填等目的の法定外一般会計繰入れ」及び「繰上充用金」を削減・解消すべき赤字と定義する。また、赤字削減・解消計画を策定し、保険料水準の統一前の令和11年度（2029年度）までに赤字の計画的な削減・解消を進める。
- 県は、赤字削減・解消計画を実行する市町村に対し、赤字の要因分析・取組内容・解消予定年次の設定根拠等について確認し、助言等を行う。また、その他の市町村に対しても、新たな赤字が生じないように、定期的に助言等を行う。

3 財政安定化基金の運用

- 市町村に対する貸付・交付、県に対する貸付及び財政調整事業を行う。また、保険料水準統一後の運用基準について、県と市町村で協議する。

第2章 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法及びその水準の平準化

1 保険料水準の統一に向けた検討・取組

- 被保険者の負担の公平性を確保し、国保財政の更なる安定化を図るため、令和9年度（2027年度）に納付金・標準保険料率算定ベースで統一し、令和12年度（2030年度）に各市町村の保険料(税)率を統一することを目指す。
- 統一に向けたロードマップを運営方針に位置づけ、取組を進める。

2 標準的な保険料(税)算定方式

- 納付金及び市町村標準保険料率の算定方式
 - ・ 令和6年度（2024年度）から医療費指数反映係数 α を0.5、令和9年度（2027年度）から α を0とする。
 - ・ 応能割と応益割の賦課割合は、令和9年度（2027年度）から所得係数 β ：1とする。
※所得係数 $\beta = \text{県平均の一人当たり所得} / \text{全国平均の一人当たり所得}$ （令和5年度（2023年度）所得推計では、 $\beta = \text{約}0.82$ （医療分））
 - ・ 医療分及び後期分：3方式（所得割・均等割・平等割）、介護分：2方式（所得割・均等割）
令和8年度（2026年度）までに、全市町村が医療分・後期分は3方式、介護分は2方式に統一する。

3 保険料水準の激変緩和措置

- 納付金の仕組みの導入等に伴う保険料水準の急激な上昇を抑えるための激変緩和措置について、令和8年度（2026年度）まで段階的に対象を縮小させながら実施し、令和9年度（2027年度）以降は実施しないこととする。
具体的には、当該措置は保険料水準が一定割合（自然増 $+x$ ）を超えて増加した分を対象としているところ、この x を段階的に引き上げることで、対象を縮小する。

第3章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施

- 収納率及び口座振替世帯割合に係る目標を市町村毎に設定する。
- 目標を達成した場合などに、国民健康保険保険給付費等交付金の特別交付金（以下「特別交付金」という。）を措置することで、市町村のインセンティブを確保する。
- 市町村収納担当職員に対する研修、滞納処分マニュアルの策定・活用、多重債務者相談事業の実施及び広報の実施により、収納率の向上を図る。

第4章 市町村における保険給付の適正な実施

1 保険者（市町村・県）による保険給付の適正な実施

- 県は、県としての広域的又は医療に関する専門的な見地による給付点検調査を実施する。また、国保連と連携し、実務研修会やレセプト点検研修会を実施するとともに、査定の多い医療機関や査定内容について、市町村に共有する。
- 医療保険と介護保険の突合情報を活用した効率的なレセプト点検に取り組む。

2 療養費の支給の適正化

- 海外療養費審査事務の共同実施、柔道整復施術療養費に係る審査支払事務の標準化、あん摩・マッサージ・指圧師及びはり師・きゅう師の施術に係る療養費の審査支払事務の標準化等により、療養費の支給の適正化を図る。

3 第三者行為求償や過誤調整等の取組強化

- 第三者行為求償事務の評価指標に基づく取組への支援、第三者行為求償事務アドバイザー等の積極的な活用、損害保険関係団体との連携の強化、県保健所と連携した第三者行為求償の情報提供、被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整を促進する。
- 国民健康保険法改正を踏まえた第三者行為求償の取組強化について、市町村と協議を進める。

4 高額療養費の取扱い・事務の効率化等

- 世帯の継続性の判定基準を国の参酌基準どおりとする。
- 高額療養費の支給簡素化（所定の手続により登録口座への自動振込を可能とすること）及び高額療養費支給申請時の領収書確認の必要性について、県と市町村で検討を行う。

第5章 国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に必要な医療費の適正化の取組

- 県は、市町村・国保連・保険者協議会と連携し、「熊本県における医療費の見通しに関する計画」に定める医療費の適正化に向けた取組との整合を図り、次の事項に取り組むとともに、データ分析に基づく県の健康課題について、解決に向けた取組を継続する。
 - ・医療費の適正化に向けた取組に対する市町村のインセンティブの確保
 - ・取組が進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開
 - ・市町村に対する定期的・計画的な助言等支援
 - ・医療費の適正化に向けた取組の共同実施
 - ・後発医薬品の使用促進、差額通知
 - ・重複・頻回受診者、重複・多剤服薬者への訪問指導の実施
 - ・特定健診、特定保健指導の向上のための取組
 - ・糖尿病性腎症重症化予防の取組
 - ・歯と口腔の健康づくりの推進
 - ・在宅医療及び介護サービスの連携と充実
 - ・市町村保健事業担当職員に対する研修の実施
- 県は、保険者努力支援制度の交付金を積極的に活用できるよう市町村が行う事業に対して助言等の支援を行うことで予防・健康づくりの推進を図る。市町村は、当該交付金を積極的に活用し、効率的・効果的な保健事業に取り組む。

第6章 市町村が担う事務の標準化及び広域化の推進

- 市町村事務の標準化
 - ・全ての市町村が、令和7年度（2025年度）末までに国保の標準準拠システムを導入することとする。
 - ・高額介護合算療養費の支給申請勧奨事務について、被保険者へのサービス向上等の点から、引き続き勧奨を行う。
 - ・健康保険証の廃止を踏まえ、全ての市町村が、資格確認書及び特別療養費の支給に変更する旨の事前通知に係る要綱を作成し、取扱いを明記する。
 - ・保険料水準の統一を見据え、一部負担金の減免基準統一の検討に取り組む。
- 市町村事務の広域化
 - ・高額療養費の支給額の計算や統計資料の作成、医療費通知書の作成等の市町村事務について引き続き、国保連に委託することにより事務の広域化を図る。その他の事務についても、広域化が可能なものがないか、市町村の意見を踏まえ検討を進める。

第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 市町村は、次のとおり保健医療サービス・福祉サービス等との連携に関する取組を推進し、県は、好事例の周知・横展開を図るなど、市町村の取組を支援する。
 - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - ・特定健康診査とがん検診との連携

第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

1 県と市町村の連絡体制

- 国民健康保険法に基づき、国保事業の運営に関する事項を審議するために機関として、運営協議会を設置する。
- 国保の財政運営に市町村の意見を反映させたり、本方針に基づく事業運営に関し関係者と協議を行ったりする場として、県・市町村相互間の連携会議及び必要に応じ検討部会等を開催する。

2 研修の実施

- 県は、国保連等と連携し、保険料(税)徴収事務、レセプト点検、医療費適正化・保健事業その他国保事業運営に必要な研修を実際の事業に資する内容に見直しながら実施する。

3 広報の実施

- 各種広報について、啓発効果が高まるよう、引き続き、県、市町村、国保連が連携し、一定の時期に集中して行うなど、効果的に実施する。

4 市町村のインセンティブの確保

- 県は、医療費適正化等に対するインセンティブを確保する仕組みとして実施されている保険者努力支援制度について、市町村が同制度をより活用できるよう、評価得点が低い指標に関する指導・助言を行う。

第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について

高齢者支援課
認知症対策・地域ケア推進課

1 目的

老人福祉法第20条の9及び介護保険法第118条に基づき、本県の高齢者施策・介護保険事業の円滑な実施に資するために策定

第8期計画の終期が令和5年度(2023年度)末であるため、次期(第9期)計画を策定

2 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで[3年間]

3 計画策定の基本的な考え方

計画の目指す姿を「高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、みんなで支え合う“長寿で輝く”くまもと」とし、次の「重点目標」を掲げ、6つの「重点分野」で計画を推進

重点目標

高齢者が元気で活躍する社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の社会参加、自立支援、医療と介護の連携等を推進する。

重点分野

高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進
認知症施策の推進
在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進
多様な住まい・サービス基盤の整備
介護人材の確保と介護サービスの質の向上
災害や感染症への対応

【参考】第8期計画

重点目標

生涯現役社会の実現や地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の就労促進、自立支援、医療と介護の連携等を推進する。

重点分野

生涯現役社会の実現と自立支援の推進
認知症施策の推進
在宅医療と介護の連携推進
多様な住まい・サービス基盤の整備
介護人材の確保と介護サービスの質の向上
災害や感染症への対応

4 重点的に取り組む事項

地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化
認知症施策に係る地域支援体制の整備及び社会参加の充実
在宅医療と介護を支える多職種連携の促進と市町村支援
多様なサービス基盤の整備促進
多様な介護人材の確保・育成
介護現場の生産性向上と定着促進

5 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
12/13 厚生常任委員会			
計画案作成	パブリックコメント	保健福祉推進部会	2月~3月 厚生常任委員会報告
			策定完了

第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の概要（案）

1 計画の策定に当たって

計画の趣旨

本県における高齢者施策・介護保険事業の円滑な実施に資するための計画として策定。
令和6年(2024年)3月をもって現行(第8期)計画の計画期間が終了するため、次期(第9期)計画の策定を行う。

計画の位置づけ

老人福祉法第20条の9に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第118条に基づく「介護保険事業支援計画」を一体化したものと策定。

計画期間(3年間)

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで
団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて



2 高齢者施策に関する課題等

1 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進

- ・地域・社会活動への参加や能力に応じた働き方を推進することが必要
- ・全国中位に位置する健康寿命を延ばすための取組が必要
- ・高齢者の自立支援のため専門職の関与促進やケアマネジメントの強化が必要
- ・地域の実情に応じた生活支援サービスや移手段の充実が必要

2 認知症施策の推進 (認知症施策推進大綱及び認知症基本法を踏まえた取組の推進)

- ・認知症医療・介護体制の充実・強化に向けた取組が必要
- ・認知症の人の状態は、周囲の人々の関わり方やケアに大きく左右されるため、認知症の人に対する介護の質の向上が必要
- ・若年性認知症は就労面、経済面に加えて、早期発見・診断につながりにくい、居場所が少ない等の課題があるため、様々な分野にわたる横断的かつ継続的な支援が必要

3 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

- ・訪問診療、訪問看護の需要増加に対応していくための体制整備が必要
- ・医療と介護の関係機関や多職種連携によるサービス基盤の強化が必要
- ・限られた資源をより効率的に活用し、質の高い医療や介護サービスを提供するため、医療と介護の情報共有を進めることが必要

4 多様な住まい・サービス基盤の整備

- ・地域の実情を踏まえ、必要なサービスを提供する介護基盤の整備を進めることが必要
- ・高齢者向け住宅等が地域のニーズに応じて適切に供給される環境の確保が必要
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等を含むサービスの質の確保に取り組むことが必要

5 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

- ・生産年齢人口の減少が加速する中、今後増加が見込まれる介護ニーズに対応するため、多様な人材の参入促進による介護人材の確保が必要
- ・介護分野の人的制約が強まる中、介護現場の負担を軽減し、質の高いサービスを維持していくため介護現場の生産性向上が必要

6 災害や感染症への対応

- ・市町村や介護事業所等と連携した自然災害対策の更なる強化が必要
- ・災害発生時における要配慮者の円滑な避難や避難生活の支援に必要な体制の整備が必要
- ・介護サービスの安全かつ継続的な提供に向け、高齢者施設等での平時からの感染防止対策の強化や新興感染症の発生・流行時におけるサービス提供体制の整備が必要

第8期計画
(令和3年度～令和5年度)

第9期計画
(令和6年度～令和8年度)

高齢者が元気で活躍する社会の実現
地域包括ケアシステムの深化・推進

計画の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、みんなで支え合う“長寿で輝く”くまもと
すべての高齢者が、
暮らしたいと思う地域・場所で 快適かつ安全・安心に 生きがいと社会参加の機会を持ちながら
自立して長寿を全うすることのできる熊本を目指します。

基本理念	高齢者の尊厳の尊重 利用者本位の視点の重視	高齢者の社会参加と自立支援の推進 住み慣れた地域での安全・安心な生活
重点目標	高齢者が元気で活躍する社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の社会参加、自立支援、医療と介護の連携等を推進する。	

具体的施策の展開

重点分野	主要施策 (:重点取組事項)
(1) 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進	地域・社会活動の推進 いきがい就労の促進 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進 地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化 地域生活の基盤整備 見守りネットワークの構築
(2) 認知症施策の推進	医療体制の整備(認知症医療・介護体制の充実・強化) 介護体制の整備 地域支援体制の整備及び社会参加の充実 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進	訪問診療・訪問看護等の在宅医療の提供体制の充実 在宅医療と介護を支える多職種連携の促進と市町村支援 ICTを活用したネットワークの構築と活用推進
(4) 多様な住まい・サービス基盤の整備	多様なサービス基盤の整備促進 個室・ユニットケアの推進 特養等における医療・看護サービスの推進 多様な住まいの確保
(5) 介護人材の確保と介護サービスの質の向上	多様な介護人材の確保・育成 介護現場の生産性向上と定着促進 市町村と連携した指導・監査等の充実 介護給付の適正化に向けた市町村支援
(6) 災害や感染症への対応	要配慮者の被害防止対策と被災者への支援 感染症に対応したサービス提供体制の整備

くまもと障がい者プラン及び熊本県障がい福祉計画の改定について

障がい者支援課

1 計画策定の趣旨・経緯

- くまもと障がい者プラン（第6期障がい者計画）は、障害者基本法に基づき策定する県の障がい者施策に関する基本的な計画。施策の進捗状況や障害者総合支援法の改正等を踏まえ、中間年度に当たる令和5年度に見直しを行うもの。
- 熊本県障がい福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する計画で、障がい者プランのうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け。現計画の終期が令和5年度末であるため、今年度、次期計画を策定するもの。

2 計画期間

くまもと障がい者プラン（第6期障がい者計画）・・・令和3～8年度（6年間）
 熊本県障がい福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）・・・令和6～8年度（3年間）

3 計画の基本理念等

<p>くまもと障がい者プラン</p> <p><基本理念> 障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会 自らの選択・決定・参画の実現 安心していきいきと生活できる環境づくり</p> <p><重点化の視点> 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組 地域で安心して生活できるための支援 家族等に対する支援 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援 災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保</p>	<p>熊本県障がい福祉計画</p> <p><サービス提供体制の確保に係る目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援体制の充実・強化等 2 福祉施設入所者の地域生活への移行 3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 4 地域生活支援の充実 5 福祉施設から一般就労への移行等 6 障がい児支援の提供体制の整備等 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
---	--

4 主な改正点

地域における相談支援体制の充実、強化
 地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアの推進
 施設や病院から地域生活への移行・継続を支援するサービスの充実
 医療的ケア児等に対する支援体制の充実 等

5 今後のスケジュール

12月		1月		2月		3月	
12/13 厚生常任委員会				審議会等における最終審議		2月～3月 厚生常任委員会報告	
計画案作成	パブリックコメント					計画改定	

くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）中間見直し（案）

現 計 画

障害者基本法第11条第2項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画
計画期間を令和3年度から令和8年度の6年間としており、施策の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、中間年度に当たる令和5年度に見直し
熊本県障害者施策推進審議会などから意見をいただきながら作成しており、令和5年度中に作成予定

第1章 計画の基本的な考え方

目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

基本理念

障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会

自らの選択・決定・参画の実現

安心していきいきと生活できる環境づくり

重点化の視点

県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

地域で安心して生活できるための支援
災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

家族等に対する支援

第2章 障がい者を取り巻く現状

第5期計画中間見直し後の動向

県内障がい者の状況

障がい者のニーズ

第5期計画の成果と課題

第3章 分野別施策

1 地域生活支援

2 保健・医療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ

4 雇用・就業、経済的自立の支援

5 情報アクセシビリティ

6 安全・安心

7 生活環境

8 差別の解消及び権利擁護の推進

第4章 数値目標

《現計画の数値目標》（R4年度末の達成状況）
達成率100%以上・・・ 6項目
" 100%未満80%以上・・・ 16項目
" 80%未満50%以上・・・ 10項目
" 50%未満・・・ 5項目

追加記載

見直し

見直し

障がい者を取り巻く現状（プラン策定後の動き）

法令等の施行や改正

事業者による障がい者に対する合理的な配慮の提供の義務化（障害者差別解消法の改正）
障がいの種類・程度に応じた情報取得・活用の推進（情報アクセシビリティ推進法の施行、熊本県手話言語条例の施行）
福祉サービスの拡充及び地域における重層的な支援体制の充実（総合支援法の改正）
精神科病院における障害者虐待防止措置の義務化（精神保健福祉法の改正）

障がい関係団体からの意見

障がい者の希望する地域での生活支援及び福祉サービスを充実させてほしい
基幹相談支援センターの設置を進めてほしい
アクセスしやすい相談支援体制を整備してほしい
どんな精神疾患にも適切な診療ができる体制を整備してほしい
教育ニーズに応じた学習の場の整備や選択の支援をお願いしたい
多様な就労支援をお願いしたい

障がい特性に応じたICT等の利活用を支援する取組みをもっと進めてほしい
ヘルプマーク・ヘルプカードをもっと周知していただきたい
手話言語条例の普及啓発をお願いしたい
災害時の支援をお願いしたい
障がいに対する理解のため普及啓発をお願いしたい
差別が助長されない社会づくりを進めてほしい
障がい者虐待防止に向けた研修や啓発を行ってほしい

主な分野別施策

1 地域生活支援

- ・地域生活支援拠点等によるサービス提供体制の確保及び機能拡充の更なる推進
- ・基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の構築
- ・グループホームからの一人暮らし等に向けた支援
- ・療育的ケア児(者)等に対する支援体制の充実
- ・難聴児に対する支援体制の充実

2 保健・医療

- ・療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通じた地域療育体制の更なる充実
- ・児童発達支援センターを中核とした、地域のインクルージョン推進や発達支援に係る相談機能の充実
- ・地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進

3 教育、文化芸術活動・スポーツ

- ・可能性を最大限発揮できる学びの場の整備及び選択の支援の充実
- ・特別支援教育コーディネーター等の派遣による教員の専門性向上
- ・障がい者の読書環境の整備等の推進
- ・障がいの有無に関わらず共に参加できるスポーツの推進

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・就労選択支援の創設
- ・農福連携の推進

5 情報アクセシビリティ

- ・災害時における多様な情報伝達手段の確保
- ・手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進
- ・障がい者へのICT活用等支援

6 安全・安心

- ・地域における避難行動要支援者の避難体制の構築支援
- ・障害の特性に応じた個別計画の作成支援
- ・ハートフルパス制度の運用に向けた周知啓発

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・事業者による合理的配慮の提供の義務化に関する積極的な周知啓発
- ・障がいに対する理解促進
- ・施設従事者による障がい者虐待防止の徹底
- ・精神科病院における障がい者虐待防止対策の強化

数値目標（目標の見直し）

・達成率がすでに100%以上となった項目については、新たな目標値の設定
（医療型短期入所事業所又は医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所等が整備された圏域数、農福連携コーディネート事業での契約件数 等）

熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画：令和6年度～令和8年度）概要

1章 計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法第89条第1項・児童福祉法第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定 ・第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」(R3～R8)のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け
2章 計画の基本方針	<p>基本理念</p> <p>(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 (3)障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現 (4)地域共生社会の実現に向けた取組 (5)障がい児の健やかな育成のための発達支援 (6)障がい福祉人材の確保・定着 (7)障がい者の社会参加を支える取組定着 (8)災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保</p> <p>基本的考え方</p> <p>(1)相談支援 ①相談支援体制の充実・強化 ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 ③発達障がい者等に対する支援 ④協議会の活性化 (2)障害福祉サービス ①訪問系サービスを保障 ②日中活動系サービスを保障 ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 ④福祉施設から一般就労への移行等の推進 ⑤強度行動障がい者等への支援体制の充実 ⑥依存症対策の推進 (3)障がい児支援 ①地域療育体制の構築 ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ③地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進 ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 ⑤障害児相談支援の提供体制の確保</p>
3章 障がい者等を取り巻く状況	1 統計データ 2 障がい当事者・家族団体からの意見聴取 3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

1 相談支援体制の充実・強化等	考え方(1)	<p>【活動指標】</p> <p>(1)地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)の利用者数 (2)精神病床から退院後の行き先別の退院患者数</p>	【活動指標】	<p>(1)職業訓練の受講者数 (2)福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (3)福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (4)公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数</p>	
2 福祉施設の入所者の地域生活への移行	考え方(1)	4 地域生活支援の充実	考え方(2)	6 障がい児支援の提供体制の整備等	考え方(3)
<p>【成果目標】</p> <p>(1)基幹相談支援センターの設置市町村数（新規） R8年度末時点で基幹相談支援センターを市町村又は圏域ごとに設置</p> <p>【活動指標】</p> <p>(1)発達障がい者支援地域協議会の開催回数 (2)発達障がい者支援センターによる相談支援件数 (3)発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 (4)発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数 (6)ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数</p>		<p>【成果目標】</p> <p>(1)コーディネーターの配置人数（新規） R8年度末時点で地域生活支援拠点に23人のコーディネーターを配置 (2)地域生活支援拠点の運用状況を検証及び検討した回数（新規） R8年度末までに市町村または圏域で年1回以上実施</p>		<p>【成果目標】</p> <p>(1)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置市町村数 R8年度末時点で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域ごとに設置 (2)主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置市町村数 R8年度末時点で主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域ごとに設置 (3)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数 R8年度末時点で医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を市町村又は圏域ごとに設置 (4)医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数 R8年度末時点で43人の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</p>	
3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	考え方(1・2)	5 福祉施設から一般就労への移行等	考え方(2)	7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	考え方(1・2・3)
<p>【成果目標】</p> <p>(1)地域生活移行者数の増加 R4年度末時点の施設入所者数のうち166人(6%)以上が地域生活へ移行 (2)施設入所者数の減少 R4年度末時点の施設入所者数から138人(5%)以上が減少</p> <p>【活動指標】</p> <p>(1)地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)の利用者数（新規）</p>		<p>【成果目標】</p> <p>(1)福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加 一般就労に移行する者の数 313人(R3年度実績の1.28倍)以上 うち 就労移行支援事業 164人(R3年度実績の1.31倍)以上 就労継続支援A型事業 115人(R3年度実績の1.29倍)以上 就労継続支援B型事業 27人(R3年度実績の1.28倍)以上 (2)就労移行支援事業所の一般就労移行率の増加（新規） 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所を全体の50%以上 (3)就労定着支援事業の利用者数の増加 58人(R3年度実績の1.41倍)以上 (4)就労定着支援事業所の就労定着率の増加 就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上 (5)協議会(就労支援部会)等の設置（新規） 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、県に協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める</p>		<p>【活動指標】</p> <p>(1)計画的な人材養成の推進（新規） (2)指導監査結果の関係市町村との共有</p>	

5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量的見込み並びに確保方策	令和8年度(2026年度)	居宅介護	重度訪問介護	同行介護	行動介護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労選択支援	就労移行支援	就労(A型)	就労(B型)	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	児童発達支援	放デイ	保育所等訪問支援	居宅訪問型児発	障害児入所	障害児相談支援
	利用量	32,135	28,246	4,622	796	768	103,799	722	4,238	-	6,658	60,692	95,567	-	-	5,264	-	-	-	-	31,253	111,711	2,765	129	-	-
	利用者数	2,406	1,219	386	74	6	5,313	69	335	207	352	4,508	7,078	232	733	889	73	3,803	2,622	5,194	4,992	11,989	1,823	30	568	4,956

※利用量の単位：利用量の見込みは(人日/月) 訪問系サービスは(時間/月) ただし、就労選択支援・就労定着支援・療養介護・居住系サービス・相談支援・障害児入所・障害児相談支援は設定しない。
 ※利用者数の単位：利用者数の見込みは(人/月)
 ■定量的な目標設定 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び提供体制の整備(保育所・認定こども園・放課後児童健全育成事業)

6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上	サービス提供に係る人材育成のための各種研修の開催、多職種間の連携推進、障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価	8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	虐待の防止、意思決定支援の促進、芸術文化活動支援による社会参加等の促進、情報の取得利用・意思疎通の推進、差別の解消の推進、事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実、就労支援に向けた取組
7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施	地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の内容及び見込み	9章 熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実績	熊本県障がい福祉計画(第5期～第6期)・障がい児福祉計画(第1期～第2期)の実績

第2期熊本県アルコール健康障害対策推進計画の策定について

障がい者支援課

1 計画策定の趣旨・経緯等

第1期計画が令和5年度末で終了することに伴い、アルコール健康障害対策基本法及び国のアルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、県のアルコール健康障害対策の指針として、今後も引き続きアルコール健康障害対策を総合的に推進していくために策定するもの

2 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

3 計画策定の基本的な考え方

<基本理念>

アルコールに関する正しい知識を普及し、アルコール健康障害の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが生涯を通じて健康で安心して生活できる熊本の実現を目指す。

<基本的な方向性>

正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

誰もが相談することができ、必要な支援につなげる体制づくり

医療における質の向上と連携の促進

アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

災害や感染症流行に備えた支援体制づくり

4 第1期計画からの主な変更点

平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、災害や感染症流行に備えた支援体制づくりに関する項目を新設。

アルコール依存症者やその家族が適切な相談から医療、回復支援に至る切れ目のない診療体制や支援体制を2次医療圏ごとで整備するため、専門医療機関の追加選定や、市町村、医療機関、相談拠点機関、保健所、民間団体の連携体制（SBIRTS）の更なる強化を図る。

5 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
計画案とりまとめ	パブリックコメント	パブリックコメントを受けての修正等、協議会委員との調整	厚生常任委員会への報告、協議会委員への報告、計画策定
厚生常任委員会への報告			

基本理念

アルコールに関する正しい知識を普及し、アルコール健康障害の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが生涯を通じて健康で安心して生活できる熊本の実現を目指す。

熊本県の飲酒及び支援体制の現状

毎日飲酒している成人の割合
 【本県】男性：31.8% 女性：7.9% (R4年度)
 【全国】男性：30.2% 女性：7.4% (R1年度)
 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合
 【本県】男性：24.3% 女性：4.8% (R4年度)
 【全国】男性：27.1% 女性：7.6% (R4年度)
 20歳未満の者の飲酒者(30日間で1日でも飲酒)
 【全国】高校生男子：3.1% 高校生女子：2.9% (R3年度)
 妊娠中の飲酒者
 【本県】0.6% (R3年度) 【全国】0.9% (R3年度)
 飲酒運転による事故の状況
 【本県】31件(死者数：1人) (R4年度)
 アルコール依存症者の推計
 【本県】6,784人 (R4年度)
 アルコール依存症者の受療状況 入院患者数 253人
 通院患者数 420人 (R4年度本県 通院のみ熊本市分を除く)
 アルコールに関する相談件数 (県精神保健福祉センター)
 204件 (R4年度) 191件 (R3年度) 149件 (R2年度)
 熊本地震及び令和2年7月豪雨の影響
 地震後「飲酒の機会や飲酒量が増加した」と回答した者の割合
 8.4% (R3年度) 7.9% (H29年度)
 豪雨後「飲酒の機会や飲酒量が増加した」と回答した者の割合
 6.9% (R4年度) 7.2% (R3年度)
 ○本県のアルコール健康障害に関する支援体制の整備(R4年度末時点)
 相談拠点機関：2機関
 治療拠点機関：3医療機関
 専門医療機関：11医療機関

主な課題

1 アルコール健康障害の発生を予防

○毎日飲酒している成人、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒者の割合からみて、アルコール健康障害の発生や進行、再発を防止するための普及啓発が必要。

○20歳未満の者や妊産婦などは飲酒による健康影響を特に受けやすいため、特に配慮を要するものに対する飲酒リスクの正しい普及啓発が必要。

2 アルコール健康障害の進行・重症化予防、再発予防・回復支援

○本県のアルコール依存症生涯経験者の推計、外来受診患者数や相談件数と乖離がみられ、多くの方が治療や社会復帰につながっていないことが懸念される。そのため当事者又はその家族が適切な相談から医療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を2次医療圏ごとで整備することが必要。

3 災害や感染症流行に備えた支援体制づくり

○大規模自然災害、感染症流行等に際しては、飲酒問題の状況が悪化する懸念があるため、地域の医療機関、教育機関、民間団体、市町村等との連携による支援体制を平時から構築しておく必要がある。

基本的な方向性

- (1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- (2) 誰もが相談することができ、必要な支援につなげる体制づくり
- (3) 医療における質の向上と連携の促進
- (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり
- (5) 災害や感染症流行に備えた支援体制づくり

成果目標

1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を男性：24.3%から13.0%以下、女性：4.8%から3.4%以下に減少させます。
 (男性：24.3% 女性：4.8% (R4年度))

20歳未満の者及び妊婦の飲酒をなくします。
 (20歳未満の者 高校生男子：3.1% 高校生女子：2.9% (R3年度全国))
 (妊婦 0.6% (R3年度))

2 アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

アルコール依存症者やその家族に対し、地域の相談機関や医療機関等の周知を徹底し、適切な相談支援に繋がるようにします。また、内科、産婦人科等の医療従事者等に対する研修を年1回以上実施し、アルコール健康障害に関する知識習得、家族への支援や自助グループなどとの連携の重要性について周知を図ります。

アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を整備済の圏域は更なる整備を、未整備の圏域は1ヶ所以上整備することを目指します。

市町村、医療機関、自助グループ等と連携し、アルコール依存症者の早期発見・早期介入・切れ目のない治療・回復支援を実現するため、各圏域ごとに関係機関の連携体制を構築します。

アルコール健康障害対策の取組み

1次予防(発生予防)

- 1 教育の振興等
 (1) 学校教育・家庭及び職場における啓発の推進
 (2) 普及啓発 **重**
- 2 不適切な飲酒への対策
 ・20歳未満の者 ・妊婦等

2次予防(進行予防)

- 1 健康診断及び保健指導の実施
- 2 飲酒運転等の対策
- 3 相談支援の充実 **重**
- 4 医療の充実及び医療連携体制の推進 **重**

3次予防(再発予防)

- 1 社会復帰支援
- 2 自助グループ等の民間団体の活動支援
- 3 各地域における関係機関との連携体制の推進 **重**

災害や感染症流行に備えた支援体制づくり **重**

- 1 被災者のこころのケアに配慮した相談支援体制の継続
- 2 飲酒に関する正しい知識の普及啓発
- 3 被災者支援者に対するアルコール健康障害に係る研修の実施

被災地では、ストレスのために飲酒量が増えるなど、アルコール依存症となるリスクが高まる傾向にある。

その他

- 1 人材の確保等
- 2 調査研究の推進等 **重** は、重点項目

推進体制

- 1 関連施策との有機的な連携
- 2 見直し及び計画の推進体制

熊本県感染症予防計画の改定について

健康危機管理課

1 改定の経緯

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に基づき都道府県が策定する「感染症の予防のための施策の実施に関する計画(感染症予防計画)」について、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組みを踏まえ、令和4年12月に感染症法等が改正されたことに伴い、次の感染症危機に備えるために必要な改定を行うもの。

2 改定の内容

(1) 保健・医療提供体制に関する記載事項の追加

- 情報収集・調査研究
- 検査の実施体制・検査能力の向上
- 感染症の患者の移送体制の確保
- 宿泊施設の確保
- 宿泊療養・自宅療養体制の確保
- 都道府県知事の指示権限・総合調整権限の発動要件
- 人材の養成・資質の向上
- 保健所の体制整備

(2) 感染症に係る医療提供体制の確保等について必要な数値目標の設定

- 入院受入医療機関の確保病床数、発熱外来機関数、自宅療養者等に医療を提供する機関数、後方支援を行う医療機関数、他の医療機関等に派遣可能な医療人材の確保人数、個人防護具を十分に備蓄する医療機関数
- 検査の実施件数(実施能力) 検査設備の整備数
- 宿泊療養施設の確保居室数
- 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数

3 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
12/13 厚生常任委員会	市町村意見聴取	2月～3月 厚生常任 委員会報告	3月末 改定
感染症対策連携協議会	パブリックコメント		
改定案作成			

感染症法改正を踏まえた「熊本県感染症予防計画」の改定

1 感染症予防計画の位置付け

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）」第10条第1項に基づき、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、都道府県知事が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画」であり、感染症対策の方向性を示すもの。

2 感染症法改正及び国の基本指針変更の経緯及び概要

新型コロナウイルス感染症の対応については、病床の確保の困難さをはじめとして、医療人材の確保、医療物資の不足など様々な課題が指摘された。そうした教訓を踏まえ、次の新興感染症危機に備えるため、令和4年12月に感染症法等が改正され、併せて厚生労働大臣が定める基本指針も変更された。

- ・ 平時にあらかじめ都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等を法定化。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応を念頭に、新興感染症発生・まん延時には新型コロナ対応時の最大規模の体制を速やかに立ち上げ機能させる。

3 熊本県感染症予防計画の改定の内容

(1) 保健・医療提供体制に関する記載事項の追加

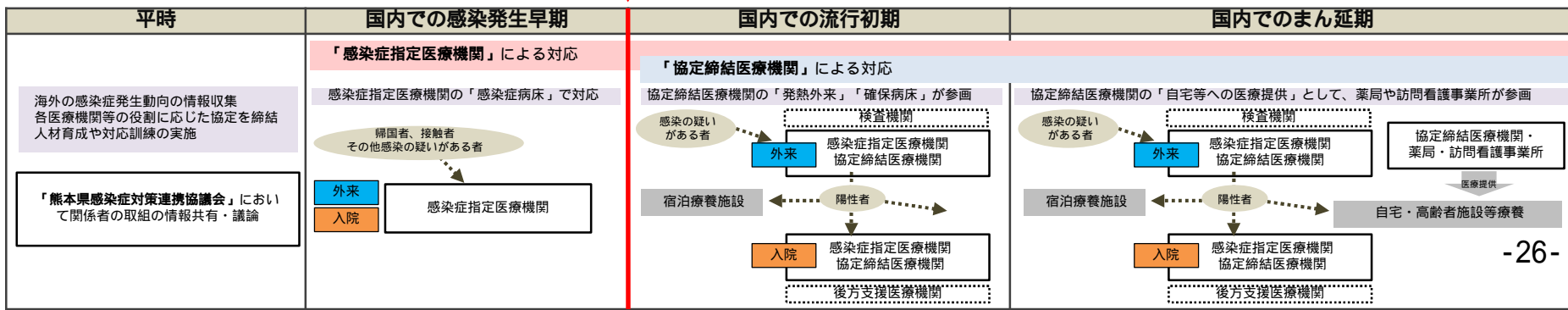
情報収集・調査研究
 検査の実施体制・検査能力の向上
 感染症の患者の移送体制の確保
 宿泊施設の確保
 宿泊療養・自宅療養体制の確保
 都道府県知事の指示権限・総合調整権限の発動要件
 人材の養成・資質の向上
 保健所の体制整備

(2) 感染症に係る医療提供体制の確保等について必要な数値目標の設定

入院受入医療機関の確保病床数、発熱外来機関数、自宅療養者等に医療を提供する機関数、後方支援を行う医療機関数、他の医療機関等に派遣可能な医療人材の確保人数、個人防護具を十分に備蓄する医療機関数
 検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数
 宿泊療養施設の確保居室数
 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数

【参考】新興感染症発生・まん延時の医療提供体制

感染症法に基づく厚生労働大臣による公表



熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮）の 策定について

子ども家庭福祉課

1 計画策定の趣旨・経緯

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立に伴い、法定の計画として、当県における困難な問題を抱える女性への支援に係る基本的な方針と具体的施策を総合的に示すための計画を策定するもの。

なお、本計画はDV防止法に基づく県のDV防止基本計画（第5次）と一本化して策定する。

2 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで〔5年間〕

3 計画の概要

次の「基本理念」を掲げ、5本の「施策の柱」で計画を推進

<p>基本理念</p> <p>困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現</p> <p>施策の柱</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発と教育の推進 誰一人取り残さない相談体制づくり 支援対象者のニーズに沿った居場所支援の拡充 本人の意思に寄り添った支え続ける自立支援の実施 関係機関・団体等との連携等による支援体制の強化
--

4 重点的に取り組む事項

(1) 年齢に応じたDV等の未然防止教育の実施

- ・ 中学校や高等学校等において、年齢に応じたDVや性暴力被害未然防止のための啓発及び教育を強化する。

(2) 早期発見・早期対応に向けた相談体制の強化

- ・ 民間支援団体と連携し、SNS相談体制の整備やアウトリーチによる支援を強化する。

(3) 新たな居場所支援の実施

- ・ 若年女性など既存の支援窓口に繋がりにくい困難な問題を抱える女性を支援に繋げるため、気軽に立ち寄れる居場所と相談支援を組み合わせた新たな形態の居場所支援を行う。

5 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
12/13 厚生常任委員会			2月～3月 厚生常任 委員会報告
計画案とりまとめ	パブリックコメント	計画策定 委員会	計画 策定

第1章 1 基本的な考え方

計画策定の趣旨

売春防止法に基づく、「要保護女子」の「保護更生」を目的とした婦人保護事業から、困難女性支援法の理念である支援対象者が、「意思を尊重」されながら、「寄り添い繋がり続ける支援」により、「その福祉が増進され、自立して暮らせる社会の実現」を図るため、県としての基本理念及び施策の方向性をとりまとめ、具体施策の推進を図るための基本計画を策定する。

計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項及びDV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画

計画における施策の対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性

計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)

第1章 2 現状及び課題

○現状及び課題

県内における実態を把握するため、行政支援機関、民間支援団体等を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を実施。

○対策の強化が必要な困難な問題を抱える女性の把握

調査を通じ、特に10代から20代の若年女性において、既存の支援制度と十分に繋がっていない実態が判明。

○本県における課題

- ・ 未然防止教育の実施強化
- ・ 支援制度のより分かりやすい情報提供
- ・ 支援と繋がりにくい支援対象者の早期発見
- ・ 様々なニーズに対応した居場所支援の提供
- ・ アフターケアの実施体制の構築
- ・ 中核支援機関の体制強化
- ・ 民間支援団体との連携体制の構築、運営支援

第1章 3 基本理念・施策体系・基本目標

基本理念

困難な問題を抱える女性が自らの意志を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現

施策体系

特に強化する取組

1 啓発と教育の推進

< 具体的施策 >

- (1) 年齢に応じたDV等の未然防止教育の実施
- (2) 暴力根絶に向けた県民への広報・啓発
- (3) 相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供

2 誰一人取り残さない相談体制づくり

< 具体的施策 >

- (1) 早期発見のための取組の強化
- (2) 人材育成・研修の充実
- (3) 多様な支援対象者が安心して相談できる体制の充実

3 支援対象者のニーズに沿った居場所支援の拡充

< 具体的施策 >

- (1) 安全・安心の確保
- (2) 多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築
- (3) 保護命令制度に対する適切な対応

4 本人の意思に寄り添った支え続ける自立支援の実施

< 具体的施策 >

- (1) 地域で支援対象者を支える体制の強化
- (2) 子どもの安全・安心な成長に向けた支援
- (3) 生活基盤の安定に向けた支援
- (4) 各種制度の円滑な利用に向けた支援

5 関係機関・団体等との連携等による支援体制の強化

< 具体的施策 >

- (1) 支援体制の強化
- (2) 加害者への対応に関する取組

年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施

DV基本計画の重点項目であった中・高校生等を対象としたDV未然防止教育の取組を引き続き推進するとともに、年齢に応じたDV等の未然防止教育の在り方について検討を進める。

基本目標：若年層及び教育機関でのDV等の未然防止のため啓発と教育の強化
年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施
数値目標：受講者数 R10末 10万人
教職員等を対象としたDV等の未然防止教育研修の実施
数値目標：受講者数 R10末 250人

相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供

支援を必要とする人が洩れなく支援と繋がるために行政の提供する支援の分かりやすい情報提供に向けて、目的に応じた適切な手法による広報に取り組む。(ex.資料の多言語化やSNS広告等)

基本目標：行政相談窓口や支援制度の認知度向上及び分かりやすい情報提供の実施

早期発見のための取組の強化

自ら支援機関と繋がることができていない困難な問題を抱える女性を適切な支援に繋げるため、民間支援団体等と連携し、アウトリーチ支援やSNS相談等の手法による支援対象者の早期発見に取り組む。

多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築

既存の民間シェルター等の活動を後押しするとともに、支援機関と繋がりにくい若年層においてニーズの多い、気軽に立ち寄れるスポット的な居場所支援が県内に不足していることを踏まえ、居場所支援と相談支援を組み合わせた新たな居場所支援の提供に民間支援団体と連携して取り組む。

基本目標：アウトリーチ支援に繋がる新たな居場所支援の実施
数値目標：R10末 1か所以上の設置

支援体制の強化

若年女性等、幅広い対象への支援拡充に向けて、中核支援施設としての女性相談センターの機能拡充及び女性相談支援員の資質向上に取り組む。研修等を通じて、市町村への計画策定や女性相談支援員の設置の働き掛けを行うほか、民生委員・児童委員の対応力強化を図る。

基本目標：女性相談支援員等の資質向上

基本目標：地域における支援体制の強化に向けた支援
○市町村職員や民生委員・児童委員の対応力強化を図る
(ex.研修を通じた意識啓発等)

第5期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

子ども家庭福祉課

1 計画策定の趣旨・経緯

母子父子寡婦福祉法第12条の規定に基づき、ひとり親家庭等の仕事や生活全般に係る総合的な支援を推進

第4期計画の終期が令和5年度（2023年度）末までであることから、次期（第5期）計画を策定

2 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで [5年間]

第1期：平成18年4月～、第2期：平成21年4月～、第3期：平成26年4月～、

第4期：平成31年4月～

3 計画の概要

次の「基本理念」を掲げ、5本の「施策の柱」で計画を推進

基本理念

ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進

施策の柱

「仕事」を支える取組

「家計」を支える取組

「子育て」を支える取組

「学び」を支える取組

「安心・交流」を支える取組

4 重点的に取り組む事項

(1) より良い条件の就労及び収入確保に向けた支援

- ・ 就業相談や求人情報の提供による就業の実現
- ・ 給付金の支給や就業支援講習会による就業・資格取得の実現

(2) 子どもの生活や学習への支援

- ・ 子ども食堂の開設数の拡大
- ・ 子どもに対する学習支援（地域の学習教室）生徒数の増加
- ・ ひとり親家庭を対象とする割引制度に取り組む学習塾の拡大

(3) 各種取組の広報啓発の強化

- ・ 必要な情報をタイムリーに届けるためのSNS等を活用したプッシュ型の情報発信
- ・ 市町村等の窓口における相談対応の強化

5 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
12/13 厚生常任委員会			2月～3月 厚生常任 委員会報告
計画案とりまとめ	パブリックコメント	計画策定 委員会	計画 策定

<第5期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の概要>

第1章 ひとり親家庭等自立促進計画について

○計画改定の趣旨

ひとり親家庭等は仕事と子育てをひとりで担い、様々な課題を抱えていることから、仕事や生活全般に係る総合的な支援が必要。令和6年(2024年)3月をもって現行(第4期)計画の計画期間が終了するため、今回計画改定を行う。

○計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく計画

○計画期間

令和6年(2024年)4月から令和11年(2029年)3月まで(5年間)

○これまでの計画

- 平成18年(2006年)4月～第1期
- 平成21年(2009年)4月～第2期
- 平成26年(2014年)4月～第3期
- 平成31年(2019年)4月～第4期

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

(1) 安定的な雇用の確保

【○現状と課題、●今後の方向性】

○就業率は約9割だが、約3割が非正規雇用

- より良い条件での就労に向けた資格取得支援や就業相談の実施が必要
- 民間による雇用促進等を図ることが必要

(2) 収入の確保

○平均就労収入額(母子世帯平均204.2万円)について、一般世帯のそれ(給与所得者(女性)平均302万円*)と比べて少なく、家計に余裕がない世帯が多い *国税庁R3民間給与実態統計調査

- 就労収入の増加を図ることが必要
- 貸付金等の経済的支援が必要
- 養育費を取決め、確実な取得に繋げるための支援が必要

(3) 仕事と子育ての両立

○仕事と子育ての両立に不安・困難を抱えているひとり親家庭が多い

- 安定的な就業の実現のためにも、子どもの一時的預かりや居場所づくり等を含めた子育て支援の充実が必要
- 残業、疾病等の様々な事象において、家事や育児の負担軽減を図る日常生活の支援が必要

(4) 子どもの学習支援

○多くの保護者が子どもの教育や進学に不安・悩み等を抱えており経済的理理由で塾等に通うことが難しい

- 子ども達の夢の実現を支援するとともに、貧困の連鎖を教育で断つため、「学び」を支える支援が必要

(5) 孤立化防止と社会的理解の促進

○相談できずに、地域の中で孤立している世帯が少なくない

- 相談窓口や各種事業の広報啓発を強化し、利用を促進するとともに、世帯間の相互交流による精神的負担の緩和を図ることが必要
- 社会全体でひとり親家庭等を支える必要があるという共通認識を醸成していくことが必要

(6) 災害や感染症等の非常事態による生活への影響に対する支援

○災害(熊本地震や令和2年7月豪雨)や新興感染症(新型コロナウイルス等)、物価高騰など非常事態において、ひとり親家庭への影響が深刻

- 非常事態において、国等の動向を注視しつつ、迅速に手厚い支援を届けるため支援拠点の整備が必要。
- 非常事態に限らず、必要な情報を届けるための体制の強化が必要

第3章 基本理念と基本目標

基本理念

ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進

特に強化する取組み

ひとり親家庭等に関する実態調査(令和4年(2022年)に実施)の結果を踏まえ、第5期計画では特に、以下の取組みを重点的に推進する。
①より良い条件の就労及び収入確保に向けた支援 ②子どもの生活や学習への支援 ③各種取組みの広報啓発の強化

基本目標と施策体系

主な施策

追: 既存事業の追加

新: 新規事業

拡: 事業拡充、見直し事業

必要な方にタイムリーに必要な情報をつなげる(広報啓発の強化)

1「仕事」を支える

- 職業紹介や就業相談
- 資格や技術取得の支援

拡

- ・就業相談・情報提供(県)
- ・高等職業訓練促進資金貸付事業(県)
- ・高等職業訓練促進給付金(県)

- ひとり親の雇用促進

拡

- ・就業支援講習会(県)
- ・特定求職者雇用開発助成金制度(国)
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業(複数主体)

- 民間と連携した取組み

拡

- ・民間による就労支援(雇用促進や福利厚生制度等を整備・充実)(複数主体) 等

2「家計」を支える

- 手当や貸付
- 養育費確保及び継続的な履行確保の支援

新

- ・児童扶養手当の支給(国)
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付(県)
- ・弁護士による相談(県)
- ・養育費確保支援事業(県)
- ・養育費についての啓発(県、市町村)

- 民間と連携した取組み

追

医療費の助成

追

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業(複数主体)
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業(市町村)

3「子育て」を支える

- 保育サービス等の確実な提供
- 一時的な預かりや居場所づくり
- 日常生活の支援

追

- ・教育・保育施設の整備(市町村)
- ・延長保育等推進、病児・病後児保育事業(市町村)
- ・「よかボス」の推進による子育て支援(県)
- ・住宅確保要配慮者への支援(複数主体)
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村)

- 民間と連携した取組み

新

新

新

- ・民間による子育て支援(子ども食堂等による居場所づくり等)(複数主体) 等

4「学び」を支える

- 保護者への支援
- 子どもたちの学習等の支援

新

新

新

- ・保護者の教育に関する相談体制の整備・充実
- ・経済的支援に関する情報提供体制の整備
- ・地域の学習教室(県)
- ・ひとり親家庭応援の塾(県)

- ・高卒認定試験合格支援事業(県)
- ・子どもの学習援助事業(県)
- ・放課後子ども教室推進事業(県、市町村) 等

5「安心・交流」を支える

- 相談への対応
- 相互交流の促進
- 社会的な理解の促進

新

新

新

- ・母子家庭等就業・自立支援センターでの相談(県)
- ・母子・父子休養ホーム「しらゆり」を活用した取組(複数主体)
- ・研修会、交流会の実施(県)

- ・ひとり親家庭の支援拠点を活用した物資配布等の支援(複数主体)
- ・新興感染症や災害の発生など非常時における情報提供体制の強化(複数主体)
- ・子どもたちへの各種支援に関する情報提供体制の整備(複数主体)

第5章 計画の推進に向けて

※具体的な施策や数値目標等は、骨子案承認後、詳細に検討

○国、県、市町村等の関係機関、民間団体等がそれぞれの立場で役割を果たし、社会全体でひとり親家庭等を支えていく。
 ○計画期間中、進捗状況を確認し、必要に応じ、ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会に報告、協議を行う。

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた 県民アンケート結果について

子ども未来課

1 県民アンケートの趣旨

熊本県において、令和4年の出生数は、11,875人であり、20年前と比較すると約30%減少し、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いており、今後、出生数の増加に向けて様々な施策を講じていく必要性が高まっている。

そこでまず、広く県民の結婚に対する意識や子育て環境の実態、若年層が熊本に定着するために必要な手段等を把握し、各年代や未婚・既婚者、地域毎の実情にあった効果的な政策を立案するための基礎データとなる県民アンケート調査を実施したものである。

2 県民アンケート調査結果

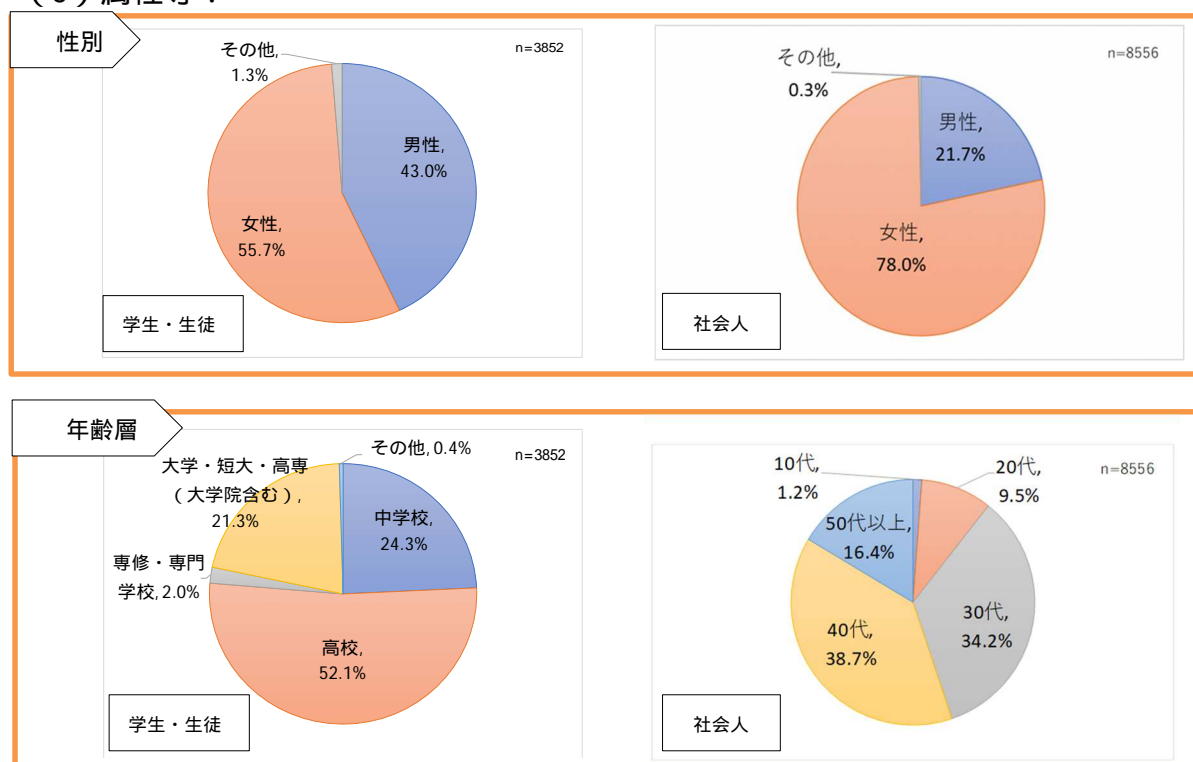
(1) 対象者：学生・生徒（中学生以上） 社会人

(2) 実施方法：ウェブアンケート調査

(3) 調査期間：令和5年6月5日（月）～7月7日（金）

(4) 回答者数：12,408人（社会人：8,556人、学生・生徒：3,852人）

(5) 属性等：



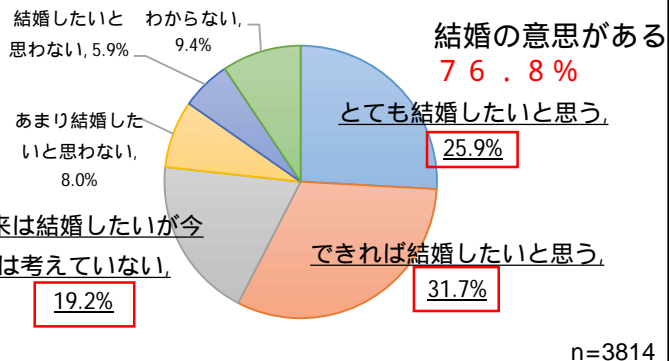
3 今後の対応

アンケート結果については、令和6年度に策定予定の「熊本県こども計画」に反映する。

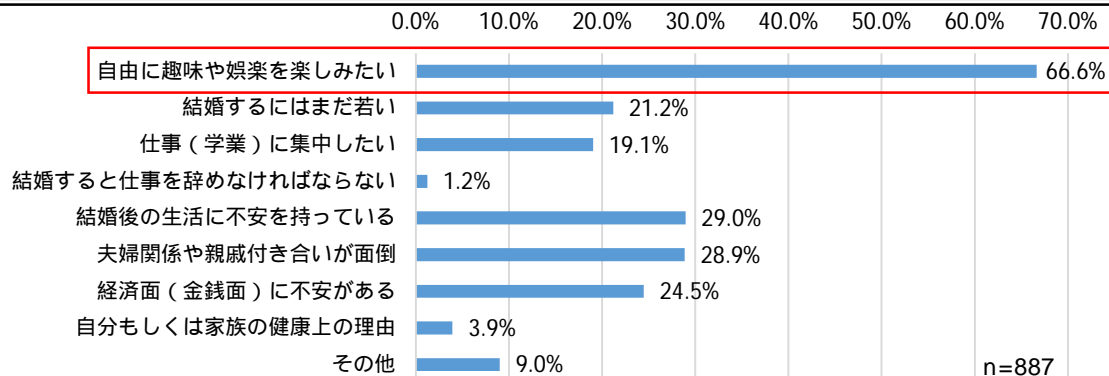
なお、来年の1月から3月にかけて、こどもたちやその保護者等から直接意見を伺う機会を設ける予定であり、県民の皆様御意見や国の動向も踏まえながら、「熊本県こども計画」策定を進める予定。

1 結婚観

Qあなたは将来、結婚したいと思いますか。



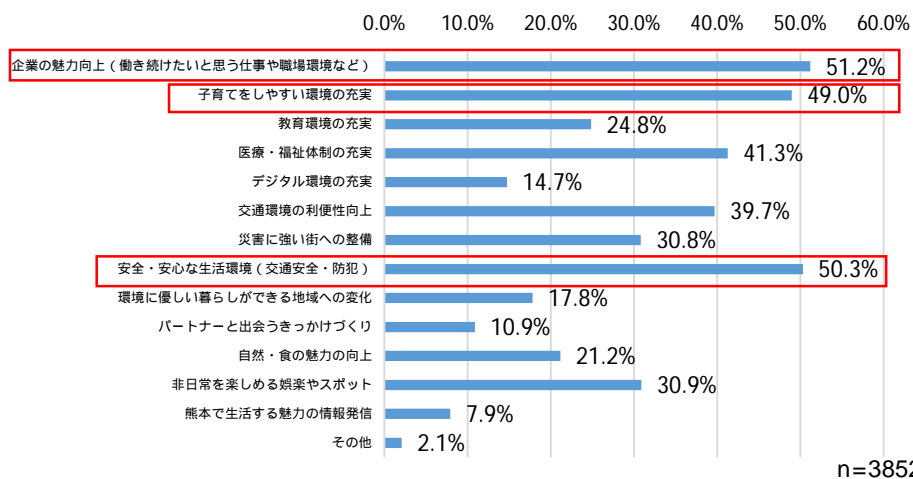
Q結婚したくない理由



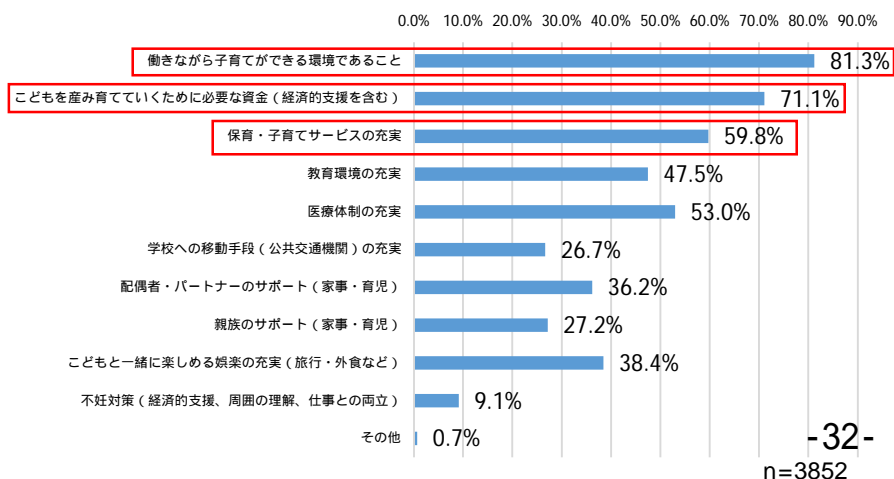
2 子育て観

- もし熊本で社会人として生活していくとしたら、という仮定で「充実させてほしいもの」を尋ねたところ、「企業の魅力の向上(働き続けたいと思う仕事や職場環境など)」が51.2%と最も多く、次いで「安全・安心な生活環境(交通安全・防犯)」が50.3%、「子育てしやすい環境の充実」で49.0%であった。
- 子育て支援で必要なものを尋ねたところ「働きながら子育てができる環境であること」が81.3%で最も多く、次いで「子どもを産み育てていくために必要な資金(経済的支援を含む)」が71.1%、「保育・子育てサービスの充実」で59.8%であった。

Qもし熊本で社会人として生活していくとしたら、充実させてほしいもの 最大5つ選択

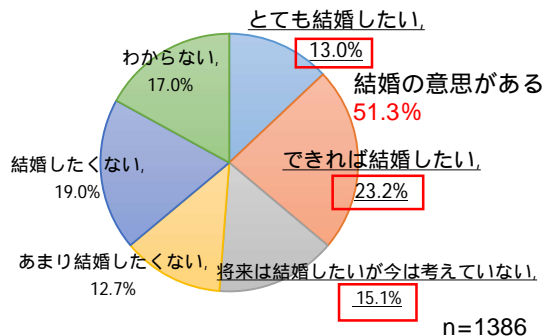


Q将来、子育てをするとしたら、子育て支援で必要なもの 最大7つ選択

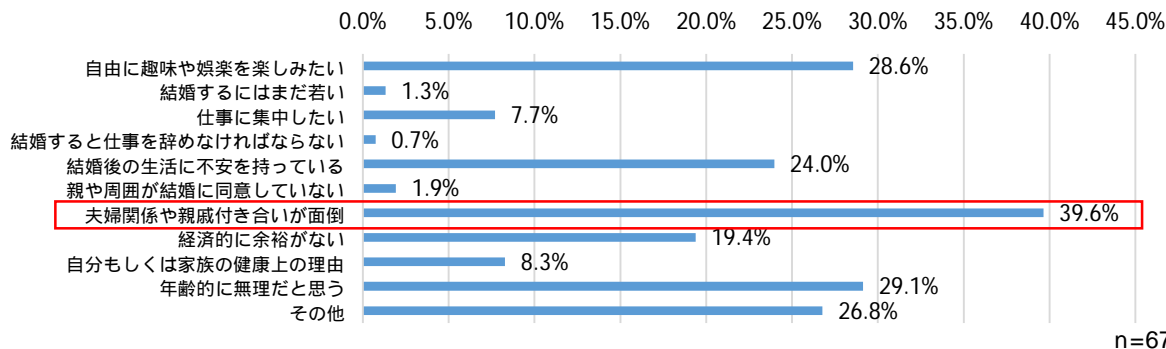


1 結婚観

Q(未婚の方に)あなたは、結婚したいですか。



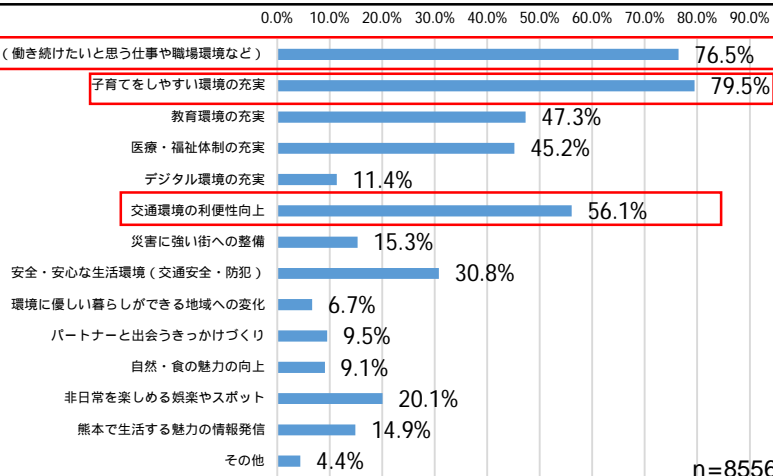
Q結婚したくない理由



2 子育て観

- 若年層が熊本に定着するために充実させるべきものについて複数回答で尋ねたところ、最も多かったのは「子育てしやすい環境の充実」で79.5%、次いで「企業の魅力向上(働き続けたいと思う仕事や職場環境など)」で76.5%、「交通環境の利便性向上」の回答も比較的多く56.1%であった。
- 子育て支援で必要なものを探ったところ「働きながら子育てができる環境であること」が84.2%と最も多く、次いで「子どもを産み育てていくために必要な資金(経済的支援を含む)」が81.0%、「保育・子育てサービスの充実」で72.3%であった。

Q若年層が熊本に定着するために充実させるべきもの 最大5つ選択可



Qあなたにとって、子育て支援で必要なもの 最大7つ選択可

